

成長戦略フォローアップ案

令和 2 年 7 月 1 7 日

1. 新しい働き方の定着・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

(1) KPI の主な進捗状況

(2) 新たに講ずべき具体的施策

i) 兼業・副業の環境整備

- ① 労働者の自己申告制について
- ② 簡便な労働時間管理の方法について
- ③ 労働者災害補償保険の給付の拡充

ii) フリーランスの環境整備

- ① 実効性のあるガイドラインの策定
- ② 立法的対応の検討
- ③ 執行の強化
- ④ 労働者災害補償保険等の更なる活用

iii) 社会人の創造性育成（リカレント教育）

iv) テレワークの推進

v) 中途採用・経験者採用の促進等

vi) 主体的なキャリア形成を支える労働市場のインフラ整備

vii) 生産性を最大限に発揮できる働き方に向けた支援

- ① 長時間労働の是正をはじめとした働く環境の整備
- ② 人的資本情報の「見える化」の推進
- ③ 最低賃金の引上げ

viii) 70 歳までの就業機会確保

ix) 働き方の多様化や高齢期の長期化・就労拡大に伴う年金制度の見直し

x) 女性活躍の更なる拡大、ダイバーシティ経営の推進

xi) 初等中等教育段階における Society5.0 時代に向けた人材育成

xii) 大学等における Society5.0 時代に向けた人材育成

xiii) 産業界における Society5.0 時代に向けた人材育成・活用

2. 決済インフラの見直し及びキャッシュレスの環境整備・・・・・・・・・・・・・・14

(1) KPI の主な進捗状況

(2) 新たに講ずべき具体的施策

i) 決済インフラの見直し

- ① 決済法制の見直し、金融サービス仲介法制の整備
- ② 第4次産業革命の進展に伴う決済インフラの構築

ii) キャッシュレスの環境整備

- ① 加盟店手数料の見直し
- ② マイナポイントの付与
- ③ 日本発の統一 QR コードの海外展開やタッチ式決済のユーザーインターフェースの

統一

- ④ 電力供給停止等の災害時のキャッシュレス対応
- ⑤ 自治体の公共料金のキャッシュレス化推進
- ⑥ マイナンバー等によるキャッシュレスの環境整備
- iii) 銀行を始めとする既存の金融機関への規制上の制約の見直し
 - ① 銀行グループの他業規制の緩和
 - ② 銀行グループにおける事業会社出資規制（5%・15%ルール）の在り方の検討
 - ③ 銀行グループの保有リソースの最大活用
 - ④ グローバル競争における同業他社とのイコールフットINGの確保
- iv) FinTechの実用化等イノベーションの推進

3. デジタル市場への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・20

- (1) KPIの主な進捗状況
- (2) 新たに講ずべき具体的施策
 - i) デジタル市場のルール整備
 - ① デジタル・プラットフォーム取引透明化法の整備
 - ② 個人情報保護法の見直し
 - ③ デジタル広告市場
 - ④ その他デジタル市場のルール整備
 - ii) デジタル技術の社会実装を踏まえた規制の精緻化
 - ① モビリティ分野
 - ② フィンテック／金融分野
 - ③ 建築分野
 - iii) 5Gの早期全国展開、ポスト5Gの推進、いわゆる6G（ビヨンド5G）の推進
 - ① 5Gの早期全国展開
 - ② ポスト5Gの推進
 - ③ いわゆる6G（ビヨンド5G）の推進
 - iv) DFFTの実現に向けた国際的な議論とWTO等におけるデータ流通ルールの整備
 - v) DX（デジタルトランスフォーメーション）の促進
 - vi) サイバーセキュリティの確保

4. オープン・イノベーションの推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・31

- (1) KPIの主な進捗状況
- (2) 新たに講ずべき具体的施策
 - i) スタートアップ企業への投資
 - ① オープン・イノベーション促進税制
 - ② アジアDXプロジェクトの推進

- ③ グローバルに活躍するスタートアップ企業の創出・育成
- ii) 大企業とスタートアップ企業の契約の適正化
- iii) スピンオフを含む事業再編の促進
- iv) 自律的なイノベーション・エコシステムの構築
 - ① 産学官を通じたオープン・イノベーションの推進
 - ② 高等教育・研究改革
 - ③ 戦略的な知的財産・標準活用の推進
- v) 次世代産業システム
 - ① サプライチェーンにおけるデータ連携・活用の促進
 - ② ロボット技術の社会実装等
 - ③ 航空機産業の拡大
- vi) コーポレート・ガバナンス改革の推進
- vii) 情報開示の質の向上や会計・監査の質の向上等
- viii) 成長投資を積極的に行うための環境整備とリスクマネーの供給
- ix) 投資家に魅力があり企業価値向上に繋がる金融資本市場の整備
- x) 世界・アジアの国際金融ハブとしての国際金融都市の確立

5. モビリティ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 45

- (1) KPI の主な進捗状況
- (2) 新たに講ずべき具体的施策
 - i) 高齢運転者による交通事故対策に向けた Society5.0 時代の技術革新の活用
 - ① 衝突被害軽減ブレーキ（自動ブレーキ）搭載車とペダル踏み間違い急発進抑制装置の普及促進
 - ② サポカー限定免許の創設
 - ii) 一般旅客自動車運送事業者が協力する自家用有償旅客運送制度の創設
 - iii) 低速・小型の自動配送ロボットの社会実装
 - iv) 日本版 MaaS の推進
 - ① 地域における移動手段の維持・活性化
 - ② モビリティと物流・サービスとの融合
 - ③ 新しいまちづくりとモビリティ
 - ④ データ連携の加速
 - v) 自動運転の社会実装に向けた取組の加速
 - ① 自動運転の普及・促進
 - ② 地図基盤の整備
 - ③ 国際基準策定・安全性評価
 - ④ 人材育成
 - vi) 陸海空の様々なモビリティの推進、物流改革

- ① 空における次世代モビリティ・システムの構築
- ② 陸における様々なモビリティの推進・物流改革
- ③ 海のデジタル時代に対応した産業構造の転換
- vii) 昨今の交通事故を踏まえた安心安全な道路交通の実現

6. 個別分野の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 54

(1) KPI の主な進捗状況

(2) 新たに講ずべき具体的施策

i) エネルギー・環境・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 56

- ① 強靱かつ持続可能な電気の供給体制の確立
- ② エネルギーをめぐる課題への対応と今後のエネルギー戦略の在り方
- ③ グリーンファイナンスの推進
- ④ ビジネス主導の国際展開、国際協力
- ⑤ 産業・運輸分野での取組
- ⑥ 地域・くらし・福島新エネ社会構想・「気候変動×防災」等の取組

ii) 海洋・宇宙・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 61

- ① 海洋
- ② 宇宙

iii) スマート公共サービス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 64

- ① デジタル・ガバメントの推進
- ② 地方公共団体のデジタル化の推進
- ③ 世界で一番企業が活動しやすい国の実現
- ④ 対面・書面・押印を求める規制・慣行の抜本的な見直し
- ⑤ マイナンバーカードの普及、利活用の促進等

iv) 次世代インフラ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 71

- ① インフラ分野の生産性向上、防災・交通・物流・都市の課題解決
- ② PPP/PFI 手法の導入加速

v) 農林水産業全体にわたる改革とスマート農林水産業の実現・・・・・・・・・・ 77

- ① 農業改革の加速
- ② 輸出の促進
- ③ 林業改革
- ④ 水産業改革

vi) 疾病・介護の予防・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 83

- ① 人生 100 年時代を見据えた健康づくり、疾病・介護予防の推進

vii) 次世代ヘルスケア・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 87

- ① 技術革新等を活用した効果的・効率的な医療・福祉サービスの確保
- ② 日本発の優れた医薬品・医療機器等の開発・事業化、国際展開等

viii) サンドボックス制度の活用	93
① 運用の改善、実証後のフォローアップ	
② 制度の継続、拡充の検討	
ix) 観光・スポーツ・文化芸術	94
① 観光立国の実現	
② スポーツ産業の未来開拓	
③ 文化芸術資源を活用した経済活性化	
x) 海外の成長市場の取り込み	101
① Society5.0 の国際展開と SDGs 達成	
② 日本企業の国際展開支援	
③ 日本の魅力を活かす施策	
xi) 外国人材の活躍推進	106
① 高度外国人材の受入促進	
② 在留管理基盤の強化及び在留管理資格手続のオンライン化	
7. 地域のインフラ維持と中小企業・小規模事業者の生産性向上	109
(1) KPI の主な進捗状況	
(2) 新たに講ずべき具体的施策	
i) 地域のインフラ維持	
① 独占禁止法の特例法の制定（乗合バス、地域銀行）	
② スーパーシティ構想の早期実現	
ii) 中小企業・小規模事業者の生産性向上	
① 大企業と中小企業の共存共栄	
② 大企業と下請企業との個別取引の適正化	
③ 中小企業の成長を促す環境の整備等	
④ 中小企業・小規模事業者の生産性向上のためのデジタル実装支援等	
⑤ 生産性向上のための円滑な新陳代謝・事業再編の促進等	
⑥ 海外展開の促進と国内外サプライチェーンの強靱化	
iii) 人口減少下での地方施策の強化	
① 地方への人材供給	
② 人口急減地域の活性化	
iv) 国家戦略特区の推進	
① スーパーシティ構想の早期実現	
② 「新たな生活様式」に対応した規制改革の推進	
③ 更なる規制改革事項の追加	

法律名等につき、本文中では以下の略語等を用いることとする。

医薬品医療機器等法	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）
宇宙活動法	人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律（平成 28 年法律第 76 号）
改正科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律	科学技術基本法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 63 号）
改正貨物自動車運送事業法	貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 96 号）
改正外弁法	外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 33 号）
改正漁業法	漁業法等の一部を改正する等の法律（平成 30 年法律第 95 号）
改正建設業法	建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第 30 号）
改正国有林野管理経営法	国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第 31 号）
改正国家戦略特別区域法	国家戦略特別区域法の一部を改正する法律案（令和 2 年法律第 34 号）
改正食品衛生法	食品衛生法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 46 号）
改正農協法	農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成 27 年法律第 63 号）
改正農地中間管理事業法	農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第 12 号）
金融サービスの提供に関する法律	金融サービスの提供に関する法律（平成 12 年法律第 101 号）
建築基準法	建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）
高年齢者雇用安定法	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和 46 年法律第 68 号）
個人情報保護法	個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）

個人情報保護法の改正法	個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 44 号）
国家戦略特別区域法	国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号）
雇用保険法等の一部を改正する法律	雇用保険法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 14 号）
再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法の改正法	強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 49 号）
資金決済法の改正法	情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第 28 号）
次世代医療基盤法	医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律（平成 29 年法律第 28 号）
下請振興法	下請中小企業振興法（昭和 45 年法律第 145 号）
下請代金支払遅延等防止法	下請代金支払遅延等防止法（昭和 31 年法律第 120 号）
消費者契約法	消費者契約法（平成 12 年法律第 61 号）
食品ロス削減推進法	食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元年法律第 19 号）
女性活躍推進法	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）
人口急減地域特定地域づくり推進法	地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（令和元年法律第 64 号）
生産性向上特別措置法	生産性向上特別措置法（平成 30 年法律第 25 号）
宅建業法	宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 176 号）
ため池工事特措法	防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法（令和 2 年法律第 56 号）
男女雇用機会均等法	雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和 47 年法律第 113 号）
地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律	地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 52 号）

地域公共交通活性化 再生法の改正法	持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律(令和2年法律第36号)
中小企業成長促進法	中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律 (令和2年法律第58号)
中小企業等経営強化法	中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)
デジタル・プラットフォーム取引透明化法	特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律(令和2年法律38号)
電子署名法	電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)
特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律	特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律(令和2年法律第37号)
特定商取引に関する法律	特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号)
都市農地貸借法	都市農地の貸借の円滑化に関する法律(平成30年法律第68号)
道路運送車両法	道路運送車両法(昭和26年法律第185号)
道路交通法	道路交通法(昭和35年法律第105号)
道路交通法の改正法	道路交通法の一部を改正する法律(令和2年法律第42号)
独占禁止法	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)
独占禁止法の特例法	地域における一般乗合旅客自動車運送事業及び銀行業に係る基盤的なサービスの提供の維持を図るための私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例に関する法律(令和2年法律第32号)
年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律	年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律(令和2年法律第40号)

農業競争力強化支援法	農業競争力強化支援法（平成 29 年法律第 35 号）
農林水産物・食品輸出促進法	農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第 57 号）
パートタイム・有期雇用労働法	短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成 5 年法律第 76 号）
踏切道改良促進法	踏切道改良促進法（昭和 36 年法律第 195 号）
文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律	文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律（令和 2 年法律第 18 号）
保険業法施行令	保険業法施行令（平成 7 年政令第 425 号）
改正貿易保険法施行令	貿易保険法施行令の一部を改正する政令（令和元年政令第 56 号）
民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）
民事訴訟法	民事訴訟法（平成 8 年法律第 109 号）
労働安全衛生法	労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
労働施策総合推進法	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和 41 年法律第 132 号）
労働者災害補償保険法等の改正法	雇用保険法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 14 号）＜再掲＞
労働者派遣法	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）

1. 新しい働き方の定着

(1) KPI の主な進捗状況

《KPI》 2022 年：転職入職率 9.0%

⇒2018 年：8.2%

《KPI》 2025 年：65 歳～69 歳の就業率 51.6%

⇒2019 年：48.4%

《KPI》 2025 年：第 1 子出産前後の女性の継続就業率 70%

⇒2015 年：53.1%

《KPI》 学習者用コンピュータについて、2020 年度までに義務教育段階の全学年の児童生徒 1 人に 1 台端末を目指す。

⇒2018 年度：児童生徒 5.4 人に 1 台

《KPI》 無線 LAN の普通教室への整備を 2020 年度までに 100%とする。

⇒2018 年度：45.6%

《KPI》 新たな IT パスポート試験の受験者数を 2023 年度までに 50 万人とする。

⇒2019 年度：103,812 人

《KPI》 第四次産業革命スキル習得講座を受けた講座数を 2022 年度までに 150 講座とする。

⇒2020 年 4 月：72 講座

《KPI》 大学・専門学校等での社会人受講者数を 2022 年度までに 100 万人とする。

⇒2017 年度：約 51 万人

(2) 新たに講ずべき具体的施策

i) 兼業・副業の環境整備

人生 100 年時代を迎え、若いうちから、自らの希望する働き方を選べる環境を作っていくことが必要である。ウィズ・コロナ、ポスト・コロナの時代の働き方としても、兼業・副業、フリーランスなどの多様な働き方への期待が高い。

実態を見ると、兼業・副業を希望する者は、近年増加傾向にあるものの、他方、実際に兼業・副業がある者の数は横ばい傾向であり、働く人の目線に立って、兼業・副業の環境整備を行うことが急務である。

この背景には、労働法制上、兼業・副業について、兼業・副業先と労働時間を通算して管理することとされている中、「兼業・副業先での労働時間の管理・把握が困難である」として、兼業を認めることに対する企業の慎重姿勢がある。本未来投資会議の審議においても、兼業を認めると自社の労働力が減るにもかかわらず逆に管理工数が上がる中で、企業の労務管理責

任の範囲・在り方についてしっかりとルールを整備し、企業が安心して兼業・副業を認めることができるようにすることが重要、との指摘がある。

このため、労働時間の管理方法について、以下の方向で、労働政策審議会における審議を経て、ルール整備を図る。

① 労働者の自己申告制について

- ・兼業・副業の開始及び兼業・副業先での労働時間の把握については、新たに労働者からの自己申告制を設け、その手続及び様式を定める。この際、申告漏れや虚偽申告の場合には、兼業先での超過労働によって上限時間を超過したとしても、本業の企業は責任を問われないこととする¹。

② 簡便な労働時間管理の方法について

- ・本業の企業（A社）が兼業を認める際、以下の条件を付しておくことで、A社が兼業先（B社）の影響を受けない形で、従来どおりの労働時間管理で足りることとなる。
 - －兼業を希望する労働者について、A社における所定の労働時間²を前提に、通算して法定労働時間又は上限規制の範囲内となるよう、B社での労働時間を設定すること³。
 - －上記の場合、A社において所定の労働時間を超えて労働させる必要がある場合には、あらかじめ労働者に連絡することにより、労働者を通じて、必要に応じて（規制の範囲内に収まるよう）、B社での労働時間を短縮させる⁴ことができるものとする。
- ・また、これにより、A社については、従来どおり、自社における所定外労働時間⁵についてのみ割増賃金を支払えば足りることとなる。

③ 労働者災害補償保険の給付の拡充

- ・兼業・副業の場合の労働者災害補償保険の給付の拡充について、労働者災害補償保険法等の改正法が成立した。複数就業先の賃金に基づく給付基礎

¹ フランス・ドイツ・イギリスのいずれも、労働時間上限規制との関係では兼業・副業時の労働時間も通算することとしているが、その管理方法については、兼業・副業の有無やこれらの労働時間について労働者に自己申告させることが一般的であり、自己申告していない又は虚偽申告を行った場合、本業の企業は責任が問われないこととなっている。

² 「所定の労働時間」とは、各企業と労働者の間で決められる、残業なしの基本的な労働時間のことで、通常は、法定労働時間の範囲内で設定される。

³ B社において36協定を締結していない場合は、「A社における所定の労働時間」と「法定労働時間」の差分の時間内、B社で兼業可能。B社において36協定を締結している場合は、当該協定の範囲内で、「A社における所定の労働時間」と「B社の36協定で定めた上限時間」の差分の時間内、B社で兼業可能。

⁴ B社の労働時間の短縮について、労働者から虚偽申告があった場合には、上限規制違反についてA社が責任を問われることはないこととする。

⁵ 企業によっては、所定の労働時間を法定労働時間より短く設定し、所定外労働時間であっても法定労働時間内であれば割増賃金を払わないこととしている場合もあるが、その場合は法定労働時間を超える部分。

日額の算定や業務上の負荷を総合的に評価し認定を行う改正の円滑な施行⁶を図る。

ii) フリーランスの環境整備

フリーランスについては、内閣官房において、関係省庁と連携し、本年2月から3月にかけて、一元的に実態を把握するための調査を実施した。その上で、当該調査結果に基づき、全世代型社会保障検討会議において、政策の方向性について検討し、以下の結論を得た。

多様な働き方の拡大、ギグエコノミーの拡大による高齢者雇用の拡大、健康寿命の延伸、社会保障の支え手・働き手の増加などの観点からも、個人がフリーランスを選択できる環境を整える必要がある。

さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、フリーランスとして働く人に大きな影響が生じており、発注のキャンセル等が発生する中、契約書面が交付されていないため、仕事がキャンセルになったことを証明できない、といった声もある。

こうした状況を踏まえ、フリーランスとして安心して働ける環境を整備するため、政府として一体的に、以下の保護ルールの整備を行う。

① 実効性のあるガイドラインの策定

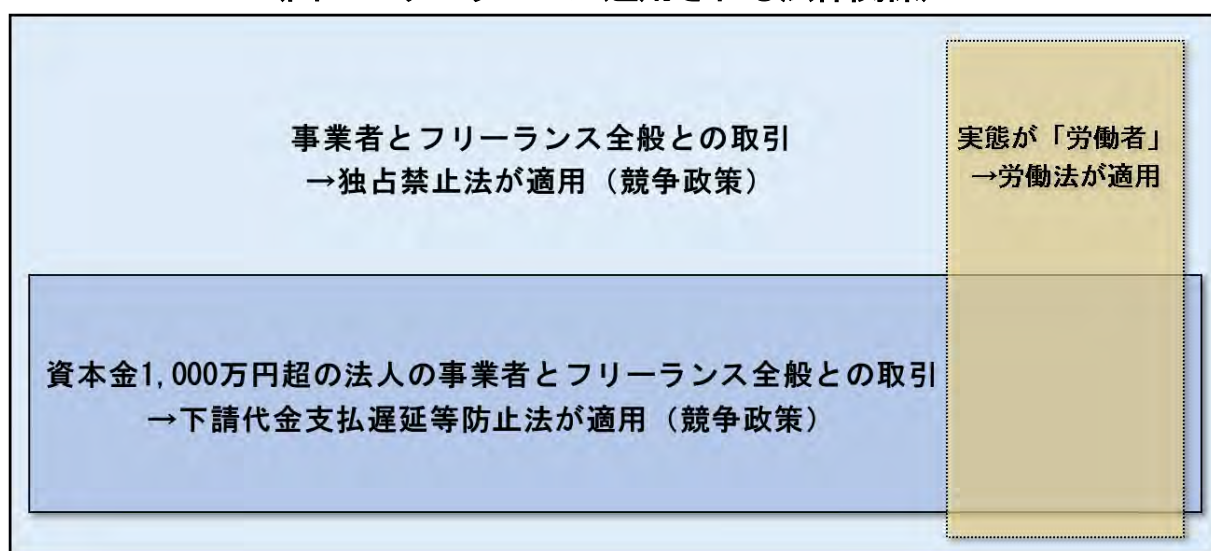
ア) 基本的考え方

- ・独占禁止法は、取引の発注者が事業者であれば、相手方が個人の場合でも適用されることから、事業者とフリーランス全般との取引に適用される。また、下請代金支払遅延等防止法は、取引の発注者が資本金1,000万円超の法人の事業者であれば、相手方が個人の場合でも適用されることから、一定の事業者とフリーランス全般との取引に適用される。このように、事業者とフリーランス全般との取引には独占禁止法や下請代金支払遅延等防止法を広く適用することが可能である。他方で、これまでは、働き方に関して、特に独占禁止法については、その適用には慎重であった。この点、公正取引委員会がこのような従来の姿勢を変更していることも踏まえ、フリーランスとの取引について、独占禁止法や下請代金支払遅延等防止法の適用に関する考え方を整理し、ガイドライン等により明確にする必要がある。
- ・他方、これらの法律の適用に加えて、フリーランスとして業務を行っていても、実質的に発注事業者の指揮命令を受けて仕事に従事していると判断される場合など、現行法上「雇用」に該当する場合には、労働関係法令が

⁶ 2020年9月1日施行。

適用される。こうした法令の適用関係を明らかにするとともに、独占禁止法、下請代金支払遅延等防止法、労働関係法令に基づく問題行為を明確化するため、実効性があり、一覧性のあるガイドラインについて、内閣官房、公正取引委員会、中小企業庁、厚生労働省連名で年内を目途に案を作成し、意見公募手続を開始する。

(図：フリーランスに適用される法律関係)



イ) ガイドラインの方向性

- ・連名のガイドラインの具体的な内容として、以下の点を検討する。

(契約書面の交付)

- ・フリーランスと取引を行う事業者が、フリーランスに対し、契約書面を交付しない又は記載が不十分な契約書面を交付することは、独占禁止法（優越的地位の濫用）上不適切であることを明確化する。
- ・なお、下請代金支払遅延等防止法の書面の交付に当たっては、受け手側が事前に承諾し保存する前提であれば現在オンラインでの交付も認められており、オンラインでの契約書面向けのひな形を示す。

(発注事業者による取引条件の一方的変更、支払遅延・減額)

- ・フリーランスと取引を行う事業者が、フリーランスに対し、不当に取引条件の一方的変更や報酬の支払遅延・減額を行うことは、独占禁止法上の優越的地位の濫用に当たることや下請代金支払遅延等防止法上の禁止行為に当たることを明確化する。

(仲介事業者との取引に対する独占禁止法の適用)

- ・フリーランスの仲介事業者が取引条件の一方的変更を行う場合もあることから、仲介事業者とフリーランスの取引についても独占禁止法が適用されることを明確化する。

(現行法上「雇用」に該当する場合)

- ・フリーランスとして業務を行っていても、(a) 実質的に発注事業者の指揮監督下で仕事に従事しているか、(b) 報酬の労務対償性があるか、(c) 機械、器具の負担関係や報酬の額の観点から見て事業者性がないか、(d) 専属性があるか、などを総合的に勘案して、現行法上「雇用」に該当する場合には、契約形態にかかわらず、独占禁止法等に加え、労働関係法令が適用されることを明確化する。

② 立法的対応の検討

- ・取引条件を明記した書面の交付は下請代金支払遅延等防止法上で義務付けられているものの、資本金 1,000 万円以下の企業からの発注などフリーランスの保護を図る上で必要な課題について、下請代金支払遅延等防止法の改正を含め立法的対応の検討を行う。

③ 執行の強化

- ・発注事業者とフリーランスとの取引におけるトラブルに迅速に対応できるよう、中小企業庁の取引調査員（下請Gメン）や公正取引委員会の職員の増員の検討を行うなど、独占禁止法や下請代金支払遅延等防止法に基づく執行を強化する。
- ・また、ガイドラインの内容を下請振興法に基づく振興基準にも反映の上、業所管省庁が業種別の下請ガイドラインを改定し、これに基づいて執行を強化する。

④ 労働者災害補償保険等の更なる活用

- ・フリーランスとして働く人の保護のため、労働者災害補償保険の更なる活用を図るための特別加入制度⁷の対象拡大等について検討する。また、フリーランスとして働く人も加入できる共済制度（小規模企業共済等）の更なる活用促進を図る。あわせて、フリーランスとして働く人のリモートワーク環境の整備を支援する。

iii) 社会人の創造性育成（リカレント教育）

- ・大企業に勤務している 20 代から 30 代前半の社会人に対して、創造性を磨き直し、ステップアップするためのリカレント教育の機会を提供することが必要である。我が国のものづくり企業は、アートやデザインが経

⁷ 労働者以外の者のうち、業務の実態、災害の発生状況等からみて、労働者に準じて労働者災害補償保険により保護することがふさわしい者に、一定の要件の下に同保険に特別加入することを認めている制度。

営と比較的遠いところに置かれ、コストや品質に注目してきたことが、マークアップ率が低い一因にもなっているという指摘もある。

- このため、個人の内面や顧客ニーズに基づく創造的な発想をビジネスにつなぐ教育プログラムを開発し、実践する大学等の拠点を早急に構築するため、集中的かつ中長期にわたる支援を行う。具体的には、企業と連携したプロジェクト型の授業を中心とする少人数プログラムであって、アイデアの具体化に必要な最新の IT・テクノロジーを活用できる環境が整備されており、海外・国内のアート系大学との連携による教育手法を反映したプログラムであることなどを具備する教育プログラムを開発する。その際、多様なバックグラウンドを持つ社会人が働きながら学べるよう、平日夜間・休日の開講や低廉な受講料設定など、受講しやすい環境とする。
- 将来的には、在校生や卒業生に対して活動経費を支援するなど、教育プログラムで培った創造性をビジネスの現場で実践するための機会（展示会での成果発表等）が与えられるよう検討する。

iv) テレワークの推進

- テレワークにおける適切な労務管理のためのガイドラインの周知啓発を行うとともに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止の観点からも、テレワーク相談センターの設置・運営やテレワーク導入に係る助成等による導入支援を強力に推進する。
- テレワークの全国的な裾野拡大に向けて、中小企業を支援する専門家団体や商工団体と連携した地域におけるテレワーク導入の支援体制の構築や、テレワーク専門家の派遣・相談、テレワーク普及の担い手人材の育成、地域の光ファイバ整備などテレワーク環境の整備等を通じ、新型コロナウイルス感染症の拡大防止や地方居住推進等への寄与を含め、企業の業務継続対策や生産性向上など、多様な観点からテレワーク活用を強力に推進する。

v) 中途採用・経験者採用の促進等

- 中途採用・経験者採用の拡大を図るため、企業側においては、採用制度及び評価・報酬制度の見直しに取り組む必要がある。政府としては、雇用保険法等の一部を改正する法律にて改正された労働施策総合推進法に基づき、労働者数 301 人以上の大企業に対する正規雇用労働者の採用者数に占める正規雇用労働者の中途採用者数の割合の定期的な公表の義務付け等について、2021 年 4 月の施行に向けて改正内容を周知するなど、円滑な施行を図る。
- 学生の学修環境の確保を前提に、採用と大学教育の未来に関する産学協議

会の提言及びその進捗や長期インターンシップの効果に係る調査結果等を踏まえ、今後の時代にふさわしい学生と企業の就職・採用活動の在り方について、「インターンシップの推進に当たっての基本的考え方」の見直しも含め、着実に対応の方向性を検討する。

vi) 主体的なキャリア形成を支える労働市場のインフラ整備

- ・職業情報提供サイト「日本版 O-NET」や、「職業能力診断ツール」について、求職者の就職活動や企業の採用活動等を支援する観点から、両者の連携に加え、ハローワークインターネットサービスなど、既存のシステムとも連携を図ること等により、円滑に職業情報の把握や求人情報の検索等を行える有機的なシステム構築を目指す。
- ・解雇無効時の金銭救済制度について、可能な限り速やかに、法技術的な論点についての専門的な検討を行い、その結果も踏まえて、労働政策審議会の最終的な結論を得て、所要の制度的措置を講ずる。
- ・中小企業における HR テクノロジーの導入支援や活用事例の周知を行い、中小企業における多様な人材の活躍や生産性向上を支援する。
- ・スタートアップ企業を経営する人材の候補となり得る大企業に勤務する者が、経営人材不足により成長を阻害されている有望なスタートアップ企業に転職する際の阻害要因を解消し、効率的な転職仲介が行われるよう、人材プールやマッチングの仕組みなど環境整備を行う。
- ・医療・介護関係者、清掃、公共交通、運輸・物流・電力・ガス・水道等、社会を支えるエッセンシャルワーカー等が安心して働くことができる就業環境の整備について検討する。

vii) 生産性を最大限に発揮できる働き方に向けた支援

① 長時間労働の是正をはじめとした働く環境の整備

- ・2019 年 4 月から大企業、2020 年 4 月から中小企業に対して適用された時間外労働時間規制について、引き続き適切な施行に努める。あわせて、2024 年 4 月からの建設業や医師等への適用に向けて、相談体制の充実や制度の周知徹底、適用猶予期間においても、必要な法整備を含め、時間外労働の削減や労働者の健康確保のための取組を行うよう、働きかけや支援を行うなど、円滑な法の適用に向けた取組を行う。
- ・2020 年 10 月から施行の改正建設業法を見据え、建設産業において、適正な工期の確保や施工時期の平準化による働き方改革、許可等手続の電子申請化や技能者の処遇改善を図る建設キャリアアップシステムを活用した生産性向上を通じ、建設業の担い手の確保を推進する。
- ・2020 年 4 月から順次施行されている「同一労働同一賃金」（パートタイム・

有期雇用労働法、労働者派遣法) について、円滑な施行に努める。2021 年 4 月からの中小企業への適用 (パートタイム・有期雇用労働法) に向けて、引き続き働き方改革推進支援センターにおいて中小企業・小規模事業者等に対する相談支援を行うほか、事業主向けの「取組手順書」や業界別の「不合理な待遇差解消のための点検・検討マニュアル」等の周知に努める。

- ・労働施策総合推進法、男女雇用機会均等法等の改正により、事業主に対してパワーハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務が設けられたことやセクシュアルハラスメント等の防止対策が強化されたことを踏まえ、中小企業等が適切に措置を講ずることができるよう周知啓発や専門家による企業の取組支援などを行う。

② 人的資本情報の「見える化」の推進

- ・企業へ経営環境の変化に応じた人材戦略の構築を促し、中長期的な企業価値を向上させる観点から、関係省庁が連携して、経営陣、取締役会、機関投資家等が果たすべき役割を明確化するとともに、官民一体で、企業の人的資本に関する「情報の見える化」を一層推進する。

③ 最低賃金の引上げ

- ・賃上げは、成長と分配の好循環を実現するための鍵となるものであり、積極的に取り組んできた。その中で、最低賃金は、2003 年度から 2012 年度までの 10 年間で、全国加重平均で 86 円の引上げにとどまっていたが、2013 年度から 2019 年度までの 7 年間で 152 円引き上げた。また、昨年度は 27 円の引上げとなり、現行方式で過去最高の上げ幅となっている。さらに、昨年、「この 3 年、年率 3 %程度を目途として引き上げられてきたことを踏まえ、景気や物価動向を見つつ、地域間格差にも配慮しながら、これらの取組とあいまって、より早期に全国加重平均が 1000 円になることを目指す」との方針を閣議決定した。
- ・経済の好循環を回していく上で賃上げは重要であり、中小企業の取引関係を適正化しつつ、この方針を堅持することとする。他方で、新型コロナウイルス感染症による雇用・経済への影響は厳しい状況にあり、今は、官民を挙げて雇用を守ることが最優先課題である。このため、今年度の最低賃金については、最低賃金審議会において、中小企業・小規模事業者が置かれている厳しい状況を考慮し、検討を進める。

viii) 70 歳までの就業機会確保

- ・2020 年に、高年齢者雇用安定法の一部が改正され、70 歳までの就業機会の

確保のための措置（定年廃止、70 歳までの定年延長、70 歳までの継続雇用制度、労使で同意した上での雇用以外の措置（70 歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度、70 歳まで社会貢献活動に継続的に従事できる制度）の導入のいずれか）を講ずることを企業の努力義務とされたことを踏まえ、その円滑な施行（2021 年 4 月）を図る。

ix) 働き方の多様化や高齢期の長期化・就労拡大に伴う年金制度の見直し

- ・2020 年に成立した、短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大、自分で選択可能となっている年金受給開始時期についての上限の 70 歳から 75 歳への引上げ、在職老齢年金制度についての支給停止とならない範囲の拡大、私的年金（確定拠出年金）の加入可能年齢の引上げ等が盛り込まれた「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」について、順次その円滑な施行⁸を図る。

x) 女性活躍の更なる拡大、ダイバーシティ経営の推進

- ・女性活躍推進法の改正により、一般事業主行動計画の策定義務の対象が拡大されることや情報公表が強化されることを踏まえ、その円滑な施行に向けて、中小企業等が着実に女性活躍の取組を行うよう、都道府県労働局と地方公共団体の連携を推進しながら、改正内容の周知徹底や企業向け相談対応・個別訪問等の支援を行う。あわせて、地域の多様な主体の女性活躍の取組を更に強力に支援・推進する。
- ・企業の女性活躍の要素を投資判断に考慮するジェンダー投資を推進する。また、女性役員となる人材の確保に向け、地域や民間における取組の推進や、女性リーダー人材バンクの充実と更なる活用を図る。
- ・人生 100 年時代において、多様な選択ができる社会を構築するため、新規就業支援を図る「官民連携プラットフォーム」の設置・活用促進や、キャリアアップを総合的に支援するモデル開発推進、女性のニーズに寄り添って活動している NPO 等の先進的な取組への支援等を通じ、子育て中や子育てが一段落した世代の女性を含む、多様な女性の労働市場への再参入を推進する。
- ・保育の受け皿整備について、2020 年度末までに待機児童の解消を図るとともに、女性の就業率 80%に対応できるよう、32 万人分の保育の受け皿を整備することとしており、引き続き支援を行う。2021 年度以降の確保につい

⁸ 短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大（事業所の企業規模要件についての段階的な引下げ）は、2022 年 10 月 1 日、2024 年 10 月 1 日施行。年金受給開始時期の上限の引上げ、在職老齢年金制度の支給停止とならない範囲の拡大は 2022 年 4 月 1 日施行。確定拠出年金の加入可能年齢の引上げは 2022 年 5 月 1 日施行。

ては、必要な者に適切な保育が提供されるよう、第2期市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の結果等を踏まえ検討するとともに、各地方公共団体の特性に応じたきめ細かな支援を行う。

- ・「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後児童クラブの更なる受け皿整備を着実に進める。さらに、就業の有無等様々な子育て家庭の多様なニーズに対応する子育てを支援するため、地域子育て支援拠点の設置の更なる促進や多機能化等を進める。
- ・女性が出産後もキャリアを継続することができるよう、男性の育児・家事への参加を促し、育児・家事の負担が女性に偏っている現状の是正を図る。具体的には、労働者に対する育児休業制度等の個別の周知・広報や、配偶者の出産直後の時期の休業を促進する枠組みの検討など、総合的に取組を推進する。

xi) 初等中等教育段階における Society5.0 時代に向けた人材育成

- ・全ての児童生徒に対して、最新技術を活用した世界最先端の質の高い教育を実現するとともに、災害や感染症の発生等による学校の臨時休業などの緊急時においても、不安なく学習が継続できるよう、少人数によるきめ細かな指導体制の計画的な整備や ICT の活用など、ハード・ソフト・人材一体となった新しい時代の学びの環境の整備について関係者間で丁寧に検討する。
- ・初等中等教育において、学校における高速大容量のネットワーク環境(校内 LAN)の整備を推進するとともに、2020 年度までに義務教育段階の全学年の児童生徒 1 人 1 台端末の整備を目指し、家庭への持ち帰りを含めて十分に活用できる環境の整備を図る。あわせて、教員の質の向上、ICT 活用のための人的体制の整備等必要な支援を講ずる。
- ・これらの環境整備と併せて、小学校高学年における教科担任制の本格的な導入、教科ごとの標準授業時数の柔軟な取扱いをはじめとした義務教育 9 年間を見通した教育課程、教員免許、教職員配置の一体的検討等を進め、今年度中に結論を得ることとし、多様な子供たちを誰一人取り残すことのない、個別最適化された学びを実現する。また、高等学校についても、文系・理系の類型に関わらない、高度かつ多様な科目内容のカリキュラム開発等を通じた人材育成等により、Society5.0 に対応した高等学校の教育改革を推進する。
- ・初等中等教育における大学等の教育資源の活用や大学等の教育・学術研究における活用等も含めて、希望する全ての自治体や学校が「SINET」を利用できるように準備を進め、2020 年度中に試験的な実施を行う。また、2020 年 2 月に策定した「未来の学び」構築パッケージに基づき、時間・距離の

制約のない個別最適で効果的な学び・指導を実現するため、最先端通信技術（5G）の活用モデルの構築を行う。加えて、学習データの継続的な利活用を見据えたデータの管理・活用の在り方について有識者を含めた検討を行い、2020 年度中に方向性を示す。

- ・在外教育施設の重要性を踏まえ、ICT 利活用の促進や感染症対策等のための指導体制の強化を図るとともに、機能強化に向けた検討を行う。
- ・児童生徒 1 人 1 台環境の実現に向けた整備促進と併せて、デジタル教科書の活用を促進するとともに、今後の在り方等について、学びの充実の観点から、その効果・影響等について検証しつつ、見直しを行う。具体的には、各教科等の授業時数の 2 分の 1 に満たないとの現行規定の見直しを含めた検討に今年度着手し、2021 年度中に結論を得る。
- ・授業目的公衆送信補償金制度について、今年度は無償とする緊急的・特例的な運用を円滑に進めるとともに、来年度からの本格実施に向けて、補償金負担の軽減のための必要な支援を検討する。
- ・「情報活用能力」の育成に向けて、教師の指導力向上に資する調査研究や情報活用能力の定量的測定のための調査等を行う。また、教師の養成・研修・免許の在り方等の検討状況を踏まえつつ、高等学校で 2024 年度までに社会の多様な人材も含め ICT に精通した人材の 1 校 1 名以上の登用を目指す。さらに、Society5.0 に対応した高い指導力を有する教員の養成を先導するフラッグシップ大学の創設を検討する。
- ・学びの生産性及び質を向上させるため、AI による効果的な学習等を実現する EdTech の開発や学習ログ等の教育データが児童生徒の学びや教師の指導等に効果的に活用されるよう、好事例を創出・収集し、全国への展開を図る。
- ・各教科等での学習を実社会での課題解決に活かしていくための教科等横断的な教育である STEAM 教育⁹について、2020 年度までに産学連携や地域連携による好事例を創出・収集し、モデルプランの提示と全国の学校への展開を行うとともに、STEAM 教育コンテンツのオンライン・ライブラリーを 2020 年度までに構築する。また、あわせて、デジタル社会だからこそ重要な非認知能力向上に資する体験活動を推進する。

xii) 大学等における Society5.0 時代に向けた人材育成

- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大の中でも大学等での学びを継続するため、学生等へ必要な経済的支援を行うとともに、新型コロナウイルス感染の第二波、第三波への備えや今後の社会全体でのデジタルイゼーショ

⁹ Science（科学）、Technology（技術）、Engineering（工学）、Art（芸術）、Mathematics（数学）等の各教科での学習を実社会での課題解決に活かしていくための教科横断的な教育。

ンの展開も見据え、大学等における遠隔授業の環境構築を加速する。また、大きな影響を受けている高校生段階からの留学生交流や大学等の国際化の取組再開・継続を支援するとともに、国際的な動向を見据えながら、今後の高等教育のグローバル戦略の再構築を行う。

- ・数理・データサイエンス・AI のリテラシーレベルのモデルカリキュラムを踏まえた教材等を全国の大学及び高等専門学校に展開するとともに、文理を問わず自らの専門分野への数理・データサイエンス・AI を応用する基礎力を習得させるため、応用基礎レベルのモデルカリキュラムを 2020 年度中に開発する。また、データサイエンス教育や統計学に関する専門教員の早期育成体制等を整備する。加えて、カリキュラムへの数理・データサイエンス・AI 教育の導入など取組状況を考慮し、大学・高専に対する運営費交付金や私学助成金等の重点化を通じた積極的な支援を行う。
- ・博士人材等に対し、高度なデータサイエンスなどのスキル等を習得させる研修プログラムを産業界や海外の大学等と連携し開発・実施し、展開するとともに、高等学校等と連携し、博士人材を授業に派遣するなどにより次代の人材の育成を図る。
- ・大学及び高等専門学校における産業界のニーズを踏まえた数理・データサイエンス・AI の優れた教育プログラムを認定する制度を構築し、リテラシーレベルについて 2020 年度中に運用を開始するとともに、大学・専修学校等において数理・データサイエンス・AI 分野等を中心とした産学連携プログラムの開発等を進める。
- ・学部・研究科などの枠を超えて教育課程を設定できる学位プログラム制度について積極的な活用を促す。あわせて、大学教育における文理を横断したリベラルアーツ教育の幅広い実現を図るため、当該制度等を活用して全学的な共通教育から大学院教育までを通じて広さと深さを両立する新しいタイプの教育プログラム(「レイトスペシャライゼーションプログラム」等)の複数構築に向けた具体的な取組に着手する。また、世界を牽引するようなトップ人材を育成するため、飛び入学等を通じて早い段階から個別最適な学びを実現する「出る杭」を引き出す教育プログラムの構築に向けた具体的な取組に着手する。
- ・2020 年 1 月に取りまとめられた「教学マネジメント指針」の周知・普及や好事例の収集・公表等により学修成果の可視化等を進めることで、予測困難な時代を生き抜く自律的な学修者を育成することができる大学教育への転換を促進する。
- ・Society 5.0 時代に必要な思考力・判断力・表現力などの学力を評価する大学入学共通テストを着実に実施していく。また、当該テストにおいて「情報Ⅰ」を 2024 年度から出題することについて CBT 活用を含めた検討を行

う。

xiii) 産業界における Society5.0 時代に向けた人材育成・活用

- ・データサイエンス・AI を応用して中小企業の経営課題等を発見し解決するために、企業等が行う課題解決型学習を中心とした実践的な学びの場を提供する AI Quest（課題解決型 AI 人材育成）について、国内での本格実施を行う。
- ・「未踏 IT 人材発掘・育成事業」において、高度な数学的才能を有する人材を発掘し、AI 技術をはじめとする情報処理技術を革新する人材へと育成する新たな仕組みについて 2020 年度以降開始する。
- ・サイバーセキュリティ人材について、企業と人材のマッチングの促進のため、求められる職務・役割と必要となる技能・資格等を明確にするとともに、情報系・制御系に精通した重要インフラ・産業基盤等の中核人材育成の地方展開を図る。また、地域におけるセキュリティ人材の育成や教育機関等が活用可能なサイバー演習実施基盤の構築、行政機関等の情報システム担当者を対象とする「実践的サイバー防御演習」の実施に取り組む。
- ・ICT 分野における地球規模産業の創出に向け、「異能 vation」プログラムを見直し、破壊的イノベーションに挑戦する人材を発掘・支援するネットワーク支援等とも併せて、破壊的な挑戦の世界への展開を促進する。
- ・子供、社会人、障害者、高齢者等がプログラミングなどの ICT スキルをお互いに学び合う場となる「地域 ICT クラブ」について、好事例を収集・共有するなどして、各地域での普及促進を図る。
- ・第 4 次産業革命に対応したものづくり分野の職業訓練を実施するとともに、訓練内容の高度化や効率的な訓練実施のための ICT 活用について、導入に向けた検討を行い、速やかに結論を得る。

IT、AI、デジタル化等のテクノロジーの進化を踏まえ、幅広い産業分野の中核技能人材が世界レベルの技能競技に挑戦し、また、子供を含む多くの国民がこうした競技に触れることにより、今後の技能人材の育成や地位の向上に資するよう、選手の競技力強化等の取組を進め、我が国での技能五輪国際大会開催の実現に向けた機運の醸成を図る。

- ・Society 5.0 において、全ての国民が必要とする ICT スキルを継続的に学べるよう、環境整備を行う。

2. 決済インフラの見直し及びキャッシュレスの環境整備

(1) KPI の主な進捗状況

《KPI》2025 年までに、金融分野の国内総生産を 25 兆円とすることを目指す。

⇒2018 年：22 兆 8 千億円

《KPI》2025 年 6 月までに、キャッシュレス決済比率を倍増し、4 割程度とすることを目指す。

⇒2019 年：26.8%

※分子は 2019 年のクレジットカード、デビットカード、電子マネー及び QR コードによる決済額の合計。分母は 2019 年の民間最終消費支出（名目値、2 次速報値）。

(2) 新たに講ずべき具体的施策

i) 決済インフラの見直し

① 決済法制の見直し、金融サービス仲介法制の整備

ア) 銀行以外も 100 万円超の送金を可能にする等の決済法制の見直し

- ・銀行以外でも 1 件 100 万円を超える送金を取り扱うことができるよう、供託義務をかけた上で新たな類型を設ける規制緩和を行う資金決済法の改正法¹⁰が成立した。これにより、様々な利便性の高い送金サービスの登場を促す。
- ・また、同法により、5 万円以下の少額の送金について供託義務を免除するなどし、低コストで利便性の高いサービスの提供を図ることを可能とすることで、多くの者が利用している数万円以下の少額の送金の利便性を高める。

イ) 金融サービス仲介法制

- ・従前、EC サイトにおいて多様な金融商品を仲介する事業者は、銀行、証券、保険といった分野ごとに許可・登録を受ける必要があり、分野をまたいで多様な商品を取りそろえることが困難であった。消費者の利便性を考えれば、ワンストップで多様な金融商品を提供できる仲介事業者が効率的に許可・登録を行うことができるようにする必要がある、との指摘があった。
- ・こうした声を踏まえ、一度登録さえすれば、銀行・証券・保険の全ての分野の商品を扱えるようにする規制緩和を行う金融サービス仲介法制（金融サービスの提供に関する法律¹¹）が成立した。これにより、利用者は、例えばスマホ上で金利や手数料を比較しながら、多様な金融商品の中から最

¹⁰公布の日（2020 年 6 月 12 日）から起算して 1 年を超えない範囲内において政令で定める日に施行。

¹¹公布の日（2020 年 6 月 12 日）から起算して 1 年 6 月を超えない範囲内において政令で定める日に施行。

も自分に合った商品を選択できるようになる。

② 第4次産業革命の進展に伴う決済インフラの構築

我が国の決済システムは長い歴史を持ち、非常に堅固に作られてきた半面、新しいシステムへの適応が難しい。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、キャッシュレス化が一層進む中で、多様な事業者が参入し、決済の高度化が一層求められる状況となっているとの指摘がある。これらを踏まえ、以下の対応を図る。

ア) 振込手数料の見直し

- ・第4次産業革命の進展に伴い、キャッシュレス決済の利用シーンが拡大する中、決済は多頻度になり、なおかつ少額化している。一方、キャッシュレス決済を提供する店舗への売上の入金も銀行振込によって行われているため、振込手数料の負担がキャッシュレス決済普及の障害となっている。
- ・このため、振込手数料の背景にあるコストの相当部分を占め、40年以上不変である銀行間手数料につき、その見直しを図る。見直しに当たっては、全国的な決済ネットワークインフラを安定的かつ効率的に運営する観点から、全国銀行資金決済ネットワーク（全銀ネット）¹²が定める仕組みに統一し、コスト構造の見える化を行いつつ、コストを適切に反映した合理的な水準へ銀行間手数料の引下げを実施する。
- ・全銀システムの効率性向上を図るため、全銀ネットのガバナンスや透明性の向上（全銀システムのコスト構造の見える化等）に向けた方策を検討する。
- ・あわせて、地域金融機関のITシステムについても、振込手数料の高止まり改善に向け、システムの標準化等を通じてコスト構造の改善を図る。

イ) 多頻度小口決済の利便性向上

- ・多頻度小口で送金する利用者の利便性向上の観点から、振込金額の多寡にかかわらず振込1件ごとに手数料が発生する料金体系について、利用頻度にかかわらず定額で手数料を支払う仕組みも設けるなど、料金体系の多様化を促す。
- ・また、多頻度小口決済を想定した低コストの新しい資金決済システムの構築を検討する。
- ・さらに、多数の事業者が乱立する少額決済サービスについて、銀行系スマホ決済などの事業者間の相互運用性の確保を進める。

¹² 全銀システムを運営する一般社団法人

ウ) 優良なノンバンクの参加

- ・現在、ノンバンク決済サービス事業者(ノンバンク)は全銀システムに参加することができず、利用者・加盟店との出入金のために銀行を中継する必要があるが生じている。
- ・このため、ノンバンクが自社の努力で送金コストを低減することが可能となるよう、優良なノンバンクの参加を認めるべく、参加資格等について検討する。

ii) キャッシュレスの環境整備

① 加盟店手数料の見直し

- ・加盟店(事業者)が決済事業者に支払う加盟店手数料の高さがキャッシュレス決済導入の課題となっていることを踏まえ、中小店舗向けに、加盟店手数料や入金サイクル等の開示を求めるガイドラインを策定した。これを活用し、政府のポイント還元事業が終了した後も、加盟店手数料の更なる引下げを促す。
- ・加盟店とクレジットカード会社との通信に使われるシステムの使用料について、決済単価の多寡にかかわらず決済1件ごとに手数料が発生する仕組みから、多頻度小口決済に適した料金体系への見直しを求め、2020年中に結論を得る。

② マイナポイントの付与

- ・今年9月から、マイナンバーカードを所有する者に対して、マイナポイントを付与¹³することにより、消費活性化を図る。

③ 日本発の統一QRコードの海外展開やタッチ式決済のユーザーインターフェースの統一

- ・QRコードの標準化や規格の相互運用性の確保は、利用者の利便性の向上のみならず、決済システムの国際競争力の確保の観点からも推進することが必要である。
- ・このため、日本発のQRコード決済につき、決済サービスが乱立する中、アジア各国との間で規格の相互乗り入れを可能とすることで、統一QRコード(JPQR)の海外展開を図る。
- ・JPQRの国内での利用を促進するため、全国数百回の加盟店向け説明会の開催等に取り組む。
- ・また、我が国のタッチ式決済は独自規格のものとなっているが、インバ

¹³ 民間キャッシュレス決済サービスでの2万円の前払い等に対し5,000ポイントの付与。

ウンド需要に対応する観点からも、欧米・我が国の双方の規格に対応できるように、国ごとに異なる複数の規格に対応した端末の普及を推進する。

④ 電力供給停止等の災害時のキャッシュレス対応

- ・災害時には、電力供給や通信環境が途絶するため、災害時にも消費者や店舗がキャッシュレス決済を利用できる環境整備を図る。
- ・具体的には、クレジットカードについて、店舗（加盟店）がカード番号を保管する方式で決済を行うことなど、加盟店における情報の取扱いについてセキュリティ対策の検証を行った上で、業界の統一的な運用方針を整備する。

⑤ 自治体の公共料金のキャッシュレス化推進

- ・自治体への公共料金の支払いのキャッシュレス化については、自治体側からはどのような手順で進めたら良いか分からないとの指摘があることから、本年4月に策定した自治体の「キャッシュレス決済導入手順書」の活用を促進し、自治体のキャッシュレス化を後押しする。

⑥ マイナンバー等によるキャッシュレスの環境整備

- ・政府の給付手段の高度化や金融機関における本人確認・諸手続の簡素化の観点から、マイナンバー等と銀行口座の連携や、マイナポイントの基盤を活用した個人給付について検討する。
- ・中央銀行デジタル通貨については、日本銀行において技術的な検証を狙いとした実証実験を行うなど、各国と連携しつつ検討を行う。

iii) 銀行を始めとする既存の金融機関への規制上の制約の見直し

デジタル化の進展に伴い、新たな金融プレイヤーの多くが金融・非金融を組み合わせた事業を展開している中、既存の金融機関がこのような状況に対応できるようにするため、規制を見直す。

① 銀行グループの他業規制の緩和

- ・銀行グループが社会的意義のある事業に積極的に取り組めるよう、銀行業高度化等会社制度について、リスク遮断の観点から優れた兄弟会社形態のものについて一定の場合は認可制でなく届出制とすることや、デジタル化、地方創生、SDGs（Sustainable Development Goals）といった事業に積極的に取り組めるよう要件を見直すことを検討するなど、2020年度中に制度を抜本的に見直す。

② 銀行グループにおける事業会社出資規制（５％・１５％ルール）の在り方の検討

- ・銀行グループの事業会社出資については、出資額にとどまらない事業リスク波及の可能性や銀行グループによる優越的地位の濫用・産業支配といった留意点がある一方で、配当収益の獲得、融資先への支援といったメリットがあることから、低金利環境の長期化や事業再生・事業承継やベンチャー支援の必要の高まりといった状況の変化を踏まえ、その在り方を検討し、2020 年度中に結論を得る。
- ・このほか、銀行グループと事業会社グループとの間のイコールフットィング確保の観点から、事業会社の保有する銀行の在り方についても、銀行を保有する既存の事業会社グループへの影響には十分留意しつつ、検討する。

③ 銀行グループの保有リソースの最大活用

- ・銀行グループが保有する人材、データ、システムといったリソースを最大限に活用するため、広告ビジネスや IT システムの提供等が可能となるよう、付随業務・従属業務に係る規制について 2020 年度中に関連規制を見直す。

④ グローバル競争における同業他社とのイコールフットィングの確保

- ・我が国金融機関が海外の同業他社と同じ競争条件で切磋琢磨し我が国金融資本市場の魅力を高められるよう、(a)銀行・保険会社の海外子会社の業務範囲規制の緩和、(b)外国法人顧客に関する情報の銀証ファイアーウォール規制の対象からの除外等について検討する。なお、国内顧客を含めたファイアーウォール規制の必要性についても公正な競争環境に留意しつつ検討する。

iv) FinTech の実用化等イノベーションの推進

- ・銀行と電子決済等代行業者の連携について、スクレイピング方式から安全性が高い API 方式への移行などの状況をフォローアップする。
- ・2020 年度中に、セキュリティ向上など FinTech 事業者と金融機関とのデータ連携に係る課題の解決に取り組むコンソーシアムの立ち上げや、RegTech/SupTech¹⁴対応促進のためのハッカソンの開催など技術革新を活用した金融サービス・行政運営の高度化に取り組む。
- ・規制対象（仲介者）が不在となるブロックチェーン技術による分散型金

¹⁴ RegTech は民間金融機関が IT を活用して金融規制に対し効率的に対応すること、SupTech は規制当局・法執行機関が IT を活用して効率的な検査・監督等を行うことを意味する。

融システムにおいて、金融システムの安定性、利用者保護、マネー・ロンダリング防止等の金融行政上の目的を達成するため、ブロックチェーン技術に関する国際ネットワーク（Blockchain Governance Initiative Network : BGIN）への積極的な貢献を通じ、国際的な議論を主導する。

- 2020 年 3 月に新設した「基幹系システム・フロントランナー・サポートハブ」により、金融機関の基幹系システムの効率化・高度化に向け、法令解釈、IT ガバナンスやリスク管理に関し助言を行う。
- 事業者への資金供給の円滑化等を図る観点から、2021 年度中を目途に所管金融機関等による国への全ての申請・届出を電子的に行うことを可能とするなど、金融行政のデジタル化を進める。

3. デジタル市場への対応

(1) KPI の主な進捗状況

《KPI》企業価値又は時価総額が10億ドル以上となる、未上場ベンチャー企業（ユニコーン）又は上場ベンチャー企業を2025年度までに50社創出

⇒16社（2019年度末時点）

(2) 新たに講ずべき具体的施策

Society5.0への転換に向けて、国民の利便性と暮らしの質を向上させるとともに、足下の新型コロナウイルス感染症拡大に対応した社会変革を進めるため、生活者としての国民目線に立ち、経済社会全体のDXを加速する必要がある。その際、地域の中小企業や高齢者など誰もがそのメリットを享受できるよう、DX格差を防ぐための対策（デジタルミニマム）を図ることが不可欠である。

また、5Gなど新たなデジタルインフラの全国整備を進めるとともに、経済社会のDX化を進めることにより、都市への集中から地方への分散の流れを生み出し、地域の活力と持続可能性を高める「デジタル田園都市国家」を実現することが期待される。

i) デジタル市場のルール整備

① デジタル・プラットフォーム取引透明化法の整備

- ・取引関係の透明化に対応しつつ、イノベーションを阻害しない形で、デジタル・プラットフォーム取引透明化法が成立した。本法律の施行¹⁵を通じ、大規模なオンラインモール¹⁶・アプリストア¹⁷を対象に、デジタル・プラットフォーム事業者と利用事業者の取引関係の透明化を図る。

② 個人情報保護法の見直し

- ・個人情報の取扱いに対する意識の高まり、保護と利用のバランスの必要性、内外事業者のイコールフットィングの確保等の観点から、個人情報保護法の改正法が成立した。改正法の円滑な施行（公布から2年以内¹⁸）に向けて、企業内のデータ活用を促進するために個人情報と匿名加工情報の中間

¹⁵ 公布の日（2020年6月3日）から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行。

¹⁶ 複数の商店が出品する商品等を一つのサイトにまとめて、販売するウェブサイト。

¹⁷ ソフトウェアを一つのサイトにまとめて、ダウンロード形式で販売するウェブサイト。

¹⁸ 公布の日（2020年6月12日）から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行。

的な規律として創設された 仮名^{かめい}加工情報制度¹⁹の詳細なルール（加工のレベル）を策定するとともに、保有個人データの利用停止・消去を請求できる場合²⁰を明確化し、それらの利用の普及を図っていく。

- ・民間、国の行政機関、独立行政法人等に係る個人情報保護制度の一元化の在り方等について検討を進め、2021 年の通常国会に必要な法案の提出を図る。また、地方公共団体の個人情報保護制度についても、地方公共団体等との懇談会等における、条例の法による一元化を含めた規律の在り方等に係る実務的論点の整理を踏まえ、地方側と十分調整の上、上記の個人情報保護制度の一元化と歩調を合わせて、具体的な検討を行う。その際、国際的な制度調和の動きを踏まえつつ、個人情報保護の総合的かつ一体的な推進の観点から、個人情報保護のルールや解釈運用に関する国による統一・調整の実効性を高めることなどを含め、地方公共団体の個人情報の取扱いに係る国の役割等についても必要な検討を行う。
- ・パーソナルデータの第三者提供を行う「情報銀行」について、2020 年度中に要配慮情報の取扱いや提供先第三者の選定基準の明確化等に向けた検討を行い、その検討結果を踏まえて 2021 年度中に認定指針の見直しを行う。また、個人が複数の情報銀行を利用する場合の情報銀行間の情報連携や認証連携等に関するルール整備や、データポータビリティの実現に向けた情報銀行と他のデータ取扱事業者の間のデータ提供契約のひな型や標準 API などデータ連携の方策について、2021 年度までに取りまとめる。さらに、情報銀行のビジネスモデル、認定スキームについて、国際標準化を推進する。
- ・視聴データの利活用を促進し、放送における新たなビジネスモデルを確立するため、官民の役割分担等を踏まえつつ、視聴データの収集・分析・共同活用の仕組みの構築に向けた実証を進めるとともに、その結果を踏まえて個人情報保護、視聴データの適切な取扱いに向けたガイドラインを個人情報保護法の改正法の施行までに整備する。

③ デジタル広告市場

デジタル広告費は、日本の広告費全体の 3 割を占めるまでに成長している。他方、デジタル広告市場では、プラットフォーム事業者による寡占化

¹⁹ イノベーションを促進する観点から、企業内部でのデータ分析に活用することに限定することを条件に、氏名を削除するなどの「加工」をすれば、本人の同意がなくても利活用を認める制度。ただし、仮名加工情報制度は、他の情報と照合すれば、特定の個人を識別できるため、法令に基づく場合を除き第三者に提供することは禁止される。

²⁰ 保有個人データの利用停止・消去請求権は、従前は不正取得等の法律違反の場合に限定されていたが、今般の改正で、個人の権利または正当な利益が害されるおそれがある場合も追加。

が進行する中で、システムやルールに関する突然の変更、取引内容の不透明性、閲覧数の水増し対策への不満など、様々な課題が指摘されている。

デジタル広告市場の健全な発展を図るためには、取引内容の公正性の確保や透明性の向上により、一般消費者を含めた、市場関係者の「選択の可能性」を確保することが必要である。利用者視点に立ち返り、信頼される公正なデータ管理をプラットフォーム事業者を求める必要がある。

その際、変化が速い市場であることに鑑み、イノベーションを過度に阻害せず、イノベーションによる課題解決を促す枠組みとすること、横断的な視点(競争政策的な視点とプライバシー保護の視点)を踏まえた対応が必要である。

プラットフォーム事業者に対し、デジタル・プラットフォーム取引透明化法の対象追加の是非を含めて検討し、以下を求めるなどのルール整備を進めていく。

(a) サービスの透明性の向上

閲覧数の水増し対策などサービスの「質」の実態に関する分かりやすい情報開示や、広告表示の回数等に関する第三者による測定等を求めることで、サービスの「質」をめぐる競争を促す。

(b) データをめぐる公正な競争の促進

自社の検索エンジンを通じて得られた豊富なデータによって圧倒的な競争優位を得ているプラットフォーム事業者について、消費者が検索エンジンのデフォルト設定を容易に選択できるようにすることや、広告主に広告への反応データを提供することをプラットフォーム事業者に対して求めることで、データをめぐる公正な競争を促す。

(c) 垂直統合の懸念への対応

プラットフォーム事業者が、広告を仲介するサービスにおいて、他社のサイトよりも、自社の動画等のサイトを有利に選択するとの懸念があることを踏まえ、社内規律・システム上の手当てや、そうした措置の開示を求めることで、公正性と透明性を確保する。

(d) 手続面の公正性の確保

プラットフォーム事業者によるシステム変更やルール変更について、事前に十分な説明がなく行われることがあるといった声があることを踏まえ、変更時の事前通知・理由開示を求める。また、集客を左右する検索エンジンの主要なパラメータの開示を求める。これらを通じて、手続面での公正性を担保する。

(e) 個人データの取得・利用に係る懸念への対応

個人データの取得・利用について、本人への説明やそれを前提とする本人同意が実質的に機能しているかという問題があることを踏まえ、個人デ

ータの内部での管理状況等に関する情報開示やプライバシーポリシーの分かりやすい開示を求める。

④ その他デジタル市場のルール整備

- ・デジタルプラットフォーム事業者による独占禁止法違反行為に対して、公正取引委員会の法執行力をより強化するため、事件審査部門及び企業結合審査部門の体制整備を行うとともに、デジタル分野等の専門的な知見を有する人材を積極的に育成・採用する。また、海外の競争当局との連携をより一層強化する。
- ・デジタルプラットフォーム事業者が介在する消費者取引について、不適切な取引の防止やより安全な取引の促進など消費者利益を確保する観点から、イノベーションを阻害しないよう留意しつつ、消費者との間の利用規約、出品者の本人確認、紛争解決の在り方などに関し、2020 年内に特定商取引に関する法律及び消費者契約法の見直しを含めルール整備等に関する検討を行い、当該検討結果を踏まえ、事業者の自主的取組を促す方向で、必要な法的枠組み等の環境整備を行う。
- ・「デジタル市場競争に係る中期展望レポート」に基づき、データの利活用における信頼の基盤を再構築するため、データを分散型で個人・法人等が管理し価値をマネージできる「Trusted Web」の実現を目指し、2020 年中に官民の推進体制を立ち上げ、技術的な設計図や工程の策定を行うとともに、個人・法人等が自ら発行し、データ管理の中核となる「分散型 ID」等の Trusted Web の構成要素として考えられる技術の実用化についての検証を進める。

ii) デジタル技術の社会実装を踏まえた規制の精緻化

従前、業法等の画一的な規制によって、企業のビジネスモデルが規定されていたが、今後、AI 等の活用によって企業の提供する商品・サービスの大幅な機能向上が可能になるため、技術をうまく活用する企業のビジネスモデルが競争力を持ち、それが顧客本位のサービスにつながるという指摘がある。デジタル技術の実装が進展して、データによる状況把握の精度が高まることを前提に、ソフトロー的な手法を意識した、新しい時代にふさわしい規制制度の在り方について、具体的に検討を行うことが必要である。

このため、モビリティ、フィンテック／金融、建築の3分野を中心に、中長期的な観点から実証事業を実施し、将来の規制の在り方に係る問題点や課題を洗い出すとともに、その深掘りや他分野への展開を図る。

① モビリティ分野

- ・自動車の完成検査の全工程について、従来の完成検査員による完成検査と比較して、AI 等を活用した検査のレベルが同等以上であることを確認できれば、完成検査員を前提とした規制を見直す。あわせて、国が自動車メーカーに対して行っている型式指定監査について、検査データを遠隔から常時確認・分析するシステムを構築することができれば、制度を見直す。

② フィンテック／金融分野

- ・プロ投資家対応として、顧客の取引履歴データ等の分析を進め、投資家としての能力と関連性のある項目を特定できれば、プロ投資家規制について、当該項目を踏まえた規制へと見直す。
- ・また、金融商品販売における高齢顧客対応として、高齢者の取引履歴データ等の分析を進め、投資家としての能力と関連性のある項目を特定できれば、高齢顧客対応についても、当該項目を踏まえた規制へと見直す。
- ・さらに、マネー・ロンダリング対策として、各金融機関が人手を介して取り組んでいるマネー・ロンダリングに係る顧客リスク評価等の業務について、AI を活用して取り組むことで効率化できないか検討する。その結果を踏まえ、AI の活用を前提とした規制へと見直す。

③ 建築分野

- ・建築基準法に基づく建築物の外壁の調査について、一級建築士等によるテストハンマーを使って打診する方法と比較して、赤外線装置を搭載したドローンを用いて、同等ないしそれ以上の精度で問題箇所を検出する性能を確認できれば、規制をドローン活用でも代替可能とするよう見直す。
- ・また、建築基準法に基づくエレベーターのロープの劣化状況の検査について、一級建築士等による（1年に1回の）目視等で劣化状況を確認する方法と比較して、常設の検査用センサーを用いて、同等ないしそれ以上の精度で問題箇所を検出する性能を確認できれば、規制をセンサー活用でも代替可能とするよう見直す。

さらに、上記3分野における検討の深掘りを行うとともに、スマート保安を始め他分野への展開を図る。

- ・労働安全衛生法の規制対象であるボイラーについて、2020年度中に、開放検査周期を最長12年に延長し、検査周期を設備の状態により管理する手法（CBM）や事業者による自主的な検査を導入した場合の課題を洗い出すとともに、2021年を目途に規制の見直しに係る基本方針を策定する。

- ・また、労働安全衛生法上の電子機器等の活用に関する防爆規制について、2020年度中に、対象となる危険エリアの判断基準を明確化し、防爆規制の将来の在り方について課題を洗い出すとともに、2021年を目途に規制の見直しに係る基本方針を策定する。

iii) 5G の早期全国展開、ポスト 5G の推進、いわゆる 6G（ビヨンド 5G）の推進

① 5G の早期全国展開

- ・5Gの全国展開に向けたネットワークの整備及び利活用の促進を図るため、2020年度末までに全都道府県で5Gサービスを開始するとともに、2024年度までの5G整備計画を加速する。
- ・この実現に向けて、今般成立した特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律²¹に基づき、(a)全国キャリアの高度な送受信装置等の前倒し整備や、(b)地域の企業等が構築する5Gインフラ（ローカル5G）の送受信装置等の設備投資について、サイバーセキュリティの確保を図りつつ、税制措置を通じて促進する。これにより、国際連携の下での信頼できるベンダーの育成と海外展開を図りつつ、安全・安心な5G情報通信インフラの早期かつ集中的な整備を行う。
- ・5Gやこれを支える光ファイバなどのICTインフラについて、全国的な整備を着実に推進するため、条件不利地域において実施する携帯電話等エリア整備事業の推進、公共施設等を活用した基地局整備のためのワンストップ窓口の設置等、官民の役割分担等を踏まえつつ、充実した支援を行う。
- ・また、学校のICT化や在宅勤務・在宅学習・在宅診療等を後押しする観点から高度無線環境整備推進事業等を活用した光ファイバ整備を推進するとともに、人口減少等を見据え効率化を図るため、ブロードバンド基盤の担い手に関して「公」から「民」への移行の推進に取り組む。
- ・多様な主体による5Gの活用に向け、ローカル5Gの帯域拡大に向けた制度整備を2020年中に行うとともに、地域課題解決型ローカル5Gの利活用モデルの構築を進め、当該成果の普及、ユーザーとベンダー企業のマッチング強化や導入計画の検討支援等総合的な支援を行う。
- ・5Gネットワークについて、異なるベンダー間の相互運用性の確保のための技術検証に必要なテストベッドを2020年度中に構築し、我が国ベンダーが強みを持つ分野での市場拡大を後押しすることで、柔軟で拡張性の高い5Gネットワークの構築を実現する。

²¹ 公布の日（2020年6月3日）から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行。

② ポスト 5G の推進

- ・今後、更に多数同時接続や超低遅延の機能が強化された 5G（ここではポスト 5G という）は、産業用途への拡大が見込まれる。

そのため、産業機械や自動車といった我が国基幹産業の競争力の核となり得る、ポスト 5G に対応した情報通信システムや当該システムで用いられる半導体等の関連技術を開発する。加えて、ポスト 5G で必要となる先端半導体を将来的に国内で製造できる技術を確保するため、製造技術の開発に取り組む。

③ いわゆる 6G（ビヨンド 5G）の推進

- ・2030 年頃には、次の世代の移動通信システムとして、いわゆる 6G（ビヨンド 5G）が導入される見込みである。ビヨンド 5G は、5G、ポスト 5G を超える超大容量、超低遅延、超多数同時接続、超低消費電力、超安全・信頼性などの特徴を備える Society5.0 時代の重要インフラである。国民生活や経済活動を支える基幹的な基盤として、あらゆる組織や産業において活用されるだけでなく、我が国の安全保障にも深く関与するものである。

諸外国においては、ビヨンド 5G にシームレスに移行する戦略を既に進めており、あらゆる分野で人の知恵と技術が融合した新しい未来を実装する競争になる。我が国においても、ビヨンド 5G に対する先行投資を今から行い、シェアの確保を目指す必要がある。

具体的には、オール光ネットワーク²²、低消費電力半導体、量子暗号²³など、その実現のカギを握る先端技術の研究開発を加速する。

また、研究開発初期段階からの国際共同研究を推進し、我が国企業が有する技術の国際標準への反映を進める。このため、グローバルな官民連携の体制を整備する。

- ・中核となる先端的な要素技術の研究開発については、国が必要な支援を行い、期間を限り集中的かつ強力に進める。また、世界最高レベルの研究開発環境を実現するため、産官学が国際的に協働して研究開発を推進することができる拠点機能を整備するとともに、一定の条件を満たして行う実験等について実験用無線局の取得・変更手続を大幅に緩和するなど速やかに見直し、可能なものから順次措置する。
- ・国際標準化や知財の取得については、産学官の主要プレイヤーが戦略的に

²² 通信網の端から端まで、電気に変換することなく光信号のままで情報の伝送・交換処理を行う通信技術。

²³ 量子と呼ばれる光などの粒子に暗号化や解読に使う「鍵」の情報を乗せて送り、誰かが不正に読み取ろうとすると状態が変化し、これを検知することによって情報漏洩を防げるとされる次世代の暗号技術。

標準化や知財の取得に取り組める拠点機能を設け、その活動を強力に支援する。あわせて、要素技術の研究開発段階から国際連携を進めるとともに、異ベンダー機器間の相互接続テストベッドや電波模擬システムを内外の民間企業に開放することなどにより、国際連携の下で我が国にとって望ましい規格の標準化や実装を促進する。

- Beyond 5G の早期かつ円滑な導入の前提となる「5G が徹底的に使いこなされている環境」の早期実現に向け、5G を活用したソリューションをクラウド型で低廉かつ容易に利用できる仕組みを構築する。このため、実証プロジェクトを国内外で実施し、その成果をクラウドにより横展開するとともに、地方に分散しているデータセンターを仮想的な巨大クラウドとして一体的に運用する環境を構築する。その際は、スマートシティ及びスーパーシティと連携して、一つの街全体をリビング・テストベッドとするなど大胆な実証を自由かつ柔軟に実施できる環境を整備する。また、地方・中小企業におけるクラウドの利活用を推進するための実証プロジェクトや、セキュリティの確保や災害時の即時復旧等に関する研究開発等についても併せて進める。
- 新たな電波システムの仮想空間上における大規模かつ高精度な検証、地方大学等からの遠隔利用による自在なアジャイル開発の加速、及びイノベーション創出への寄与が期待される電波模擬システム（日本版コロッセオ）について開発及び整備を 2023 年度までに行うとともに、ユーザー向けの検証環境を前倒しで開発し、2021 年度末までに日本版コロッセオの利用方策の実証を行う。

iv) DFFT の実現に向けた国際的な議論と WTO 等におけるデータ流通ルールの整備

- G20 大阪サミットの機会に立ち上げた「大阪トラック」の下、「データ・フリー・フロー・ウィズ・トラスト (DFFT)」の考えに基づき、データ流通、電子商取引を中心とした、デジタル経済に関する国際的なルール作りを、WTO、OECD 等の国際機関や産業界等、多様なステークホルダーを交え、様々な国際場裏において加速させていく。
- 世界経済フォーラム及び一般社団法人世界経済フォーラム第 4 次産業革命センターが 2021 年 4 月に日本で開催する Global Technology Governance Summit (GTGS) を支援し、民間主導によるヘルスケア、スマートシティ及びモビリティを中心とした各プログラムや、DFFT 及びそれを踏まえたガバナンスイノベーションの実現に向けた取組を行うほか、各プログラムを支援する日本の施策の成果発信にも活用する。
- 信頼性が確保された個人データ流通のための国際的な枠組みの維持・構築

に向け、2021 年初頭を目途に日 EU 間の枠組みについてレビューを行うとともに、日米欧三極において、既存の枠組みを活用した個人データ流通の更なる促進や相互運用可能な新たな企業認証制度の構築に向けた議論を推進する。また、個人情報保護をめぐるデータローカライゼーション及び無制限なガバメントアクセスといった新たなリスクを踏まえた OECD プライバシーガイドラインの見直しに関する国際的な議論を主導する。

v) DX（デジタルトランスフォーメーション）の促進

- ・企業の DX に関する自主的取組を促すため、デジタル技術による社会変革を踏まえた経営ビジョンの策定・公表といった経営者に求められる対応をデジタルガバナンス・コードとして 2020 年度中に取りまとめるとともに、様々な業界団体と連携して普及を図る。また、デジタルガバナンス・コードの基本的事項に対応する企業を国が認定する制度を設け、東京証券取引所と経済産業省が実施している「DX 銘柄」の選定の前提として活用するなど、2021 年度から両者の連動を図る。
- ・製造業等デジタルによる産業構造転換の影響が大きいと考えられる業種における DX 対応を進展させるため、2020 年度から、投資家等ステークホルダーによる個別企業の DX 取組状況の評価を促進する上で有効な業種別の指標の策定を開始する。
- ・非上場企業や中小企業においても適切な DX が図られるよう、デジタルガバナンス・コードの普及促進、優良企業選定等の対応を 2020 年度中に開始する。
- ・上水道事業向けの水道情報活用システムについて、全国の水道事業体に対し導入支援を実施するとともに、組込みソフトウェア関連調査の結果も含めた非競争領域における共通システムの事例として、他の社会インフラへの展開を目指し、情報共有範囲等の整理やデータ形式の標準化を 2020 年度から実施する。
- ・サイバー・フィジカル融合が進む中、2020 年 5 月に設立した「デジタルアーキテクチャ・デザインセンター」を中心として、複数の事業者間等でのデータの連携・活用を促進するための基盤となる共通技術仕様（アーキテクチャ）を策定する先導的プロジェクトを、(a)規制関係、(b)政府・公共調達関係、(c)産業基盤関係の 3 分野で 2020 年度中に開始する。
- ・デジタル時代におけるコンテンツの流通・活用の促進に向けて、新たなビジネスの創出や著作物に関する権利処理及び利益分配の在り方、市場に流通していないコンテンツへのアクセスの容易化等をはじめ、実態に応じた著作権制度を含めた関連政策の在り方について、関係者の意見や適切な権利者の利益保護の観点にも十分に留意しつつ検討を行い、2020 年内に、知

的財産戦略本部の下に設置された検討体を中心に、具体的な課題と検討の方向性を整理する。その後、関係府省において速やかに検討を行い、必要な措置を講ずる。

- ・ ICT 機器・サービスの利用方法について、高齢者等が身近な場所で相談や学習を行えるようにするデジタル活用支援員の創設に向け、2020 年度中に支援員の活動、実施体制等の基本的枠組みの構築に取り組むとともに、必要となる制度整備について検討を進め、2021 年度以降、民間サービス等との役割分担を踏まえつつ、本格的に実施する。
- ・ シェアリングエコノミーについて、安全性・信頼性向上を果たしつつ社会への浸透・定着を促進する。そのため、サービス提供者が順守すべき基本的事項を示すとともに、シェアワーカーの裾野拡大、スキルアップ、サービス品質の向上に向けた研修・認証制度を 2020 年度から開始する。また、地域課題の解決に向けたシェアリングエコノミーの活用を促進するための自治体向けハンドブックを 2020 年度中に作成する。
- ・ 非常時等における共創・共助による公共サービスの円滑な提供に向け、シェアリング事業者と自治体間の連携を促進するための防災分野も含むモデル連携協定、事業者向けハンドブックをシェアリングシティ推進協議会等と連携しながら、2021 年度中に作成する。

vi) サイバーセキュリティの確保

- ・ サイバー犯罪・サイバー攻撃の複雑化・巧妙化や、新型コロナウイルス感染症の影響によるテレワーク、遠隔教育等の増加に伴うリスクの拡大に対応するため、サイバーセキュリティに関する政府の年次計画である「サイバーセキュリティ 2020（仮称）」を定め、2021 年に開催される 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下、「東京オリンピック・パラリンピック競技大会」）とその後を見据えたサイバーセキュリティの確保、サイバーセキュリティ協議会の運用の充実・強化、サプライチェーンリスクに関する技術検証体制の整備、DX とサイバーセキュリティの一体的な推進といった必要な取組を着実に進める。
- ・ 中小企業を含むサプライチェーン全体でのセキュリティ対策を促進するため、産業界と連携して、2020 年度中にサプライチェーン・サイバーセキュリティ・コンソーシアム（仮称）を立ち上げ、参加企業によるリスクマネジメント強化のための基本行動指針の順守を促す。あわせて、一定の基準を満たしたセキュリティサービスを活用する中小企業を可視化し、適切なセキュリティ対策に取り組む中小企業と本コンソーシアムに参画する大企業・業界団体との取引を促進する。
- ・ データの改ざんや送信元のなりすまし等を防止する仕組み（トラストサー

ビス) について、データの真正性、信頼性を担保するとともに、国際的な相互運用性を確保するため、

- －電子データがある時刻に存在し、その時刻以降に改ざんされていないことを証明する「タイムスタンプ」について、2020 年度中に国による認定制度を整備するとともに、電子文書の送受信・保存において公的に有効な手段となるよう、必要な取組を行う。
- －これまで紙の書類で使われていた企業の角印に代えて、請求書等の電子データの発行元の組織を簡便に確認することができ、社内業務や企業間取引の効率化が期待される「e シール」について、一定の基準に基づく民間の認定制度の創設に向けて、2020年度中にユースケースについて幅広く調査するとともに、技術的要件等の整理を行う。
- －署名者の署名鍵をクラウドのサーバ上で管理し、署名者がリモートで電子署名を行う「リモート署名」について、技術や運用の動向を踏まえた検討を行い、速やかに電子署名法上の位置付けを明確化する。
- ・サイバーセキュリティに関する技術・情報を海外に過度に依存している状況を脱却するため、我が国独自のサイバーセキュリティ情報を国内で収集・生成・提供するためのシステム基盤を 2021 年度までに構築するとともに、これらの情報を活用した製品検証環境や演習環境を整備し、産学への開放を進めることにより、国産製品の開発や人材育成を促進する。
- ・情報通信分野をはじめとする産業界におけるアクティブディフェンス体制の構築に資するべく、脅威情報や脆弱性情報の共有・活用を行うための情報共有基盤の高度化等の取組を進める。
- ・多様な主体が関わるスマートシティのセキュリティを確保するため、運営体制やシステムなどに求められる要件や確認すべき事項を 2020 年度中に明確化し、必要なセキュリティ対策の実装を推進する。
- ・工場等の無人化等の急拡大への対応のため、IoT 機器等のセキュリティ対策に係るガイドラインを 2020 年中に策定し、末端の制御系システム等のセキュリティについて基本的な方向性を取りまとめる。

4. オープン・イノベーションの推進

(1) KPI の主な進捗状況

《KPI》 2025 年までに企業から大学、国立研究開発法人等への投資を 3 倍増にすることを目指す

⇒1,431 億円 (2018 年度実績)

《KPI》 企業価値又は時価総額が 10 億ドル以上となる、未上場ベンチャー企業 (ユニコーン) 又は上場ベンチャー企業を 2025 年度までに 50 社創出<再掲>

⇒16 社 (2019 年度末時点)

《KPI》 今後 10 年間 (2023 年まで) で、権利化までの期間を半減させ、平均 14 月とする

⇒平均 14.1 月 (2018 年度実績)

《KPI》 製造業の労働生産性について年間 2 %を上回る向上

⇒1.1% (2016 年～2018 年)

《KPI》 2025 年までに、個別機械の稼働状況について見える化を行い、プロセス改善等に取り組んでいる、あるいはその計画がある企業等の割合を 40%以上とする

⇒32.1% (2019 年)

《KPI》 大企業 (TOPIX500) の ROA について、2025 年までに欧米企業に遜色のない水準を目指す (参考 : 2019 年度の米国・欧州の ROA 平均は、4.8%)

⇒TOPIX500 : 3.3% 米国 S&P500 : 5.7% 欧州 BE500 : 3.9% (2019 年度)

(2) 新たに講ずべき具体的施策

i) スタートアップ企業への投資

① オープン・イノベーション促進税制

国内の事業会社又は CVC による創業 10 年未満・未上場のスタートアップ企業に対する 1 億円以上の出資に加え、地域経済を牽引する中小企業による 1,000 万円以上の出資について、25%の所得控除措置を講ずるオープン・イノベーション促進税制を創設した。新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、スタートアップ企業への投資が弱まることのないよう、イノベーションの担い手となるスタートアップ企業への新たな資金の供給を促進し、成長につなげていく。

② アジア DX プロジェクトの推進

日本企業の企業文化を変革するきっかけとして、政府では、新興国企業

との連携による新事業創出を「アジア DX プロジェクト」として推進している。昨年 12 月には独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）にデジタルトランスフォーメーション推進チームを立ち上げており、JETRO と在外公館とが協働し、有望な新興国企業の発掘や現地政府との調整支援など、新興国企業と日本企業との連携を促進していく。

経済産業省はじめ関係省庁の連携の下、こうした取組を通じ、最初のパイオニア的企業数社をピックアップし、「同僚・同士効果（Peer Effect）」を起こすリーディングモデルを創出する。

③ グローバルに活躍するスタートアップ企業の創出・育成

- ・スタートアップ投資の減少が懸念される中、公的資金により、成長資金の供給やベンチャーキャピタルのファンド組成を下支えする。
- ・2020 年 7 月に取りまとめた「スタートアップ・エコシステム形成に向けた支援パッケージ」に基づき、デジタル化・リモート化、ロボットの実装に取り組むスタートアップ企業をはじめ、「新たな日常」の下での成長や社会変革を牽引するスタートアップ企業を支援する。
- ・スタートアップ・エコシステムの拠点都市につき、2020 年度に世界的アクセラレーターの支援プログラムを実施する等、その自律的形成に向けた支援を行う。
- ・J-Startup プログラムにつき、2020 年度に国内外のアクセラレーターのマッチングによる海外展開支援を開始するなど支援を強化する。
- ・「グローバル・ベンチャーサミット（仮称）」として、国内外のスタートアップ企業関連イベントを 2021 年度に集中開催する。
- ・改正科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（2021 年 4 月施行）に基づく新たな日本版 SBIR 制度について、2021 年度からの運用開始に向けて、各省の研究開発予算におけるスタートアップ企業等への支出目標の毎年の設定方法等を検討するとともに、公募において政策課題や公共調達ニーズを踏まえた研究開発課題を提示するなど、各省のスタートアップ企業等向けの指定事業の統一的ルール等を整備する。
- ・スタートアップ企業の経営人材市場の創出に向け、専門性や経歴等の人材要件の整理や、経営人材候補への情報発信等を 2020 年度から開始する。
- ・スタートアップ企業の資金調達の円滑化に向け、2020 年度中に、未上場株式の取引機会や金融機関借入れによる資金調達が限定的であるなど、資本政策に係る課題を整理し速やかに環境整備を図る。
- ・地方創生 SDG s に取り組むスタートアップ企業を地方公共団体等が登録・認証する制度を設立するため、ガイドラインを 2020 年度中に作成する。

ii) 大企業とスタートアップ企業の契約の適正化

大企業とスタートアップ企業の連携により、チャレンジ精神のある人材の育成や活用を図り、我が国の競争力を更に向上させることが重要である。

他方、大企業とスタートアップ企業が連携するに当たり、スタートアップ企業からは、大企業と共同研究すると特許権が大企業に独占されたり、周辺の特許を大企業に囲い込まれたりする、といった偏った契約実態を指摘する声がある。

公正取引委員会が、スタートアップ企業（創業10年以内の非上場企業）に対して、他社（大企業等）と連携する場合の取引や契約において、納得できない行為を受け入れたかについて、実態調査を実施したところ、「他社から納得できない行為を受けた経験がある」と回答したスタートアップ企業のうち、75%が納得できない行為を受け入れていることが明らかになった。

また、上記実態調査では、納得できない行為の具体的な内容として、以下のような実態が明らかになった。

(a) 秘密保持契約（NDA）

秘密保持期間が短い、スタートアップ企業側だけが秘密情報を開示するなど、大企業に一方的に有利な条項があった。

(b) 技術検証契約（PoC 契約²⁴）

当初契約していた範囲を超えて追加の作業を求められ、実施したにもかかわらず、その追加作業について、契約書が提示されず、最終的には対価も支払われなかった。

(c) 共同研究契約

主に自社のノウハウによって新たに生み出された発明であっても、大企業に権利が帰属する条件になっている。

(d) ライセンス契約

ライセンスの無償提供を求められそうになっている。

このような実態調査の結果を踏まえて、法務部門が脆弱なスタートアップ企業が、問題に適切に対応できるよう、まず、標準的なモデル契約書（Ver1.0）を作成・公表した。

今後、スタートアップ企業に対して更なる実態調査を行った上で、各契約における問題事例とその具体的改善の方向や、独占禁止法の考え方²⁵を

²⁴ 本格的な共同研究に入る前に、共同研究の実現可能性を迅速かつ簡易に判断するために行われる技術検証の契約。

²⁵ 例えば、優越的地位の濫用や拘束条件付取引（相手方の事業活動を不当に拘束する条件をつけた取

整理したガイドラインについて、公正取引委員会と経済産業省連名で年内を目途に案を作成し、意見公募手続を開始する。

iii) スピンオフを含む事業再編の促進

- ・既存企業がイノベーションを成功させるためには、(a)新規事業の実験と行動（知の探索）と、(b)既存事業の効率化と漸進型改善（知の深化）の両者を同時に行う「両利き経営」（オライリー&タッシュマン（2016））が必要との指摘がある。
- ・大企業をはじめとする既存企業が「両利き経営」を行いやすくするため、(a)スタートアップ企業の M&A などによる連携促進や、(b)スピンオフ²⁶を含む事業再編の環境整備を図る必要がある。
- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、産業構造の大きな変化を伴うものと考えるべきであり、企業は、事業ポートフォリオの見直し、ノンコア事業の切り出し、両利き経営を一層進める必要がある。特に大企業については、企業価値向上のために、事業再編を積極的に行っていくことが重要である。
- ・このため、スピンオフを含む事業再編を促進するための実務指針を策定し、企業に対応を促すとともに、事業再編等の円滑化を図る立法措置を検討する。
- ・自社株対価 M&A について、グローバルなイコールフットイング確保の観点から、2019 年に創設された「株式交付制度」の活用を促進するための制度的対応を検討し 2021 年度の実施を目指す。

iv) 自律的なイノベーション・エコシステムの構築

新型コロナウイルス感染症の拡大により、イノベーション・エコシステムへの影響が広範に生じている。スタートアップ企業への経済的打撃が顕著となり、また新たなスタートアップ企業の源となる産学官のオープン・イノベーションにも停滞が生じるおそれがある。さらに、大学や民間企業の研究開発、特に国際共同研究の停止や遅れが懸念される。

一方、感染拡大の影響により、社会制度や生活習慣が急速に変化する中、新たに生じる社会課題を、イノベーションとその実装を通じて迅速に解決していくことが重要となっている。

かかる状況の下、我が国のイノベーション・エコシステムの維持のためにスピード感をもって対策を講ずるとともに、感染拡大がもたらす社会変革を前進するためのエネルギーに変え、産・学・官の力を総動員して「新

引) に該当し得るものを整理。

²⁶ 子会社の株式を株主に譲渡することにより会社を分離する方式。

たな日常」の下での成長を実現する。

① 産学官を通じたオープン・イノベーションの推進

ア) 企業発オープン・イノベーションの促進

- ・株式会社日本政策投資銀行（DBJ）による、大企業とスタートアップ企業等のオープン・イノベーションへの投資、スタートアップ企業への大型投資、地域発のシーズへの投資など、民間資金が供給されにくい領域へのリスクマネー供給を2020年度から強化する。また、DBJの「新型コロナリバイバル成長基盤強化ファンド」を通じ、企業の迅速かつ着実な回復と成長を後押しするため、資本金性資金の供給を行う。
- ・工場等の現場データの活用について、民間企業によるソフトウェアの研究開発・実装を促進するための環境整備を行う。
- ・イノベーション経営に挑戦する企業に係る新たな銘柄制度を創設する。2020年度中に選定基準等を作成し、速やかに銘柄事業者を選定する。

イ) 産学官融合によるイノベーション・エコシステムの強化

- ・大学・研究開発法人の研究成果を活用した共同研究等を実施する外部法人への出資を可能とするため、改正科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（2021年4月施行）における研究開発法人に係る規定見直しに加え、国立大学等について2020年度中に制度改正を行う。また、制度改正の効果等の分析のため2020年度より関係調査の見直しを検討する。
- ・技術研究組合（CIP）の活用による外部連携の促進のため、設立・運営等に係るガイドラインの改訂により、設立の申請様式の簡素化や、認可の審査手続・業務運営内容の明確化を行うとともに、2020年度中に、法制的な対応を含め、更なる制度の見直しを行う。
- ・「大学支援フォーラム PEAKS」において、社会ニーズに応える大学院教育の構築等に向け、大学や産業界の事例の把握・分析と横展開を、2020年度中を目途に開始する。また、国立大学法人の第4期中期目標期間へ向けてPEAKSがまとめる財務・会計の在り方等に関する提言等を踏まえ、2021年度中に具体的な対応を検討する。
- ・金融や医療等の重要データの安全かつ効率的な共有・交換を可能とするブロックチェーン技術、リモート化・無人化に必要となるロボット・センサー等の研究開発や実装をはじめとした、新型コロナウイルス感染症の感染拡大収束後を見据えた社会課題解決を目指す産学官共同研究開発や地域活性化に係るイノベーション・エコシステム形成を促進する。
- ・「産学融合先導モデル拠点創出プログラム」のコーディネーター機能等を強化するため、2021年度からプロジェクトリーダー向けの研修・支援等を充

実する。

- ・「地域オープンイノベーション拠点選抜制度」の選抜機関につき、国際展開や事業創出等に係る伴走支援を2021年度から本格実施する。
- ・国立研究開発法人産業技術総合研究所（産総研）にて、2020年度中にスマート工場のテスト環境を整備し、中小企業のIoT化を支援する。
- ・「官民による若手研究者発掘支援事業」の機能を強化するとともに、2020年度中に、産学の対話の場を設置し、産業界のニーズの高い分野のリカレント教育の在り方等を取りまとめ、人材育成を強化する。
- ・「クロスアポイントメント制度の基本的枠組と留意点」（平成26年12月26日策定）を2020年度中に補強し、外部資金を活用した混合給与による給与水準の見直しや業務負荷軽減の好事例を盛り込んで周知し、制度の活用を促進する。

② 高等教育・研究改革

ア) 大学改革等による知と人材の集積拠点としての大学の機能強化

第4次産業革命により、付加価値の源泉は「知」にシフトする。「知」を生み出す人材と、「知」の交流を生み付加価値を創出する場が決定的に重要である。大学等の教育研究機関の機能を拡張し、付加価値を創出する場として機能させる観点から、各施策に取り組む。

- ・新型コロナウイルス感染症の克服に向けて大学病院の機能強化を図るため、大学病院における高度医療人材の養成を推進する。
- ・2019年度末に策定した「国立大学法人ガバナンス・コード」について、外部の有識者会議の意見を踏まえ2020年度中に各国立大学法人が公表する同コードへの適合状況等を確認する。
- ・「大学等連携推進法人（仮称）」を、2020年度夏を目途に制度化し、国公私 の枠組みを超えた大学等の連携や機能分担を促進する。
- ・地域の大学等が、地方公共団体や産業界とともに、地域の将来像の議論等を行う恒常的な体制として「地域連携プラットフォーム（仮称）」を構築するためのガイドラインを、2020年度夏を目途に策定する。
- ・地域の特性やニーズを踏まえた人材育成等の重要性に鑑み、STEAM 教育・分野融合の教育研究や、その成果の社会実装を行う地方国立大学を含めた定員増等、魅力ある地方大学の実現等に向けた改革パッケージを年内に策定する。
- ・国立大学法人の第4期中期目標期間に向けて、運営費交付金の在り方を検討²⁷し、2021年度中に結論を得る。

²⁷ 一貫性を持った評価指標を踏まえて大学が改革に取り組める仕組み等の検討。

- ・国立大学法人の機能拡張を実現する戦略的経営のため、国立大学法人と国との自律的契約関係の在り方、事前規制から事後チェックへの移行に向け、ガバナンス体制、法人に対する評価、定員管理、及び財源多様化の在り方等を検討し、2020 年中に結論を得る。

イ) 研究力の向上

- ・「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」(令和2年1月23日総合科学技術・イノベーション会議決定)に基づき、産学官で協力しつつ、(a)若手の研究環境の抜本的強化、(b)研究・教育活動時間の十分な確保、(c)研究人材の多様なキャリアパスの実現、(d)学生にとって魅力ある博士課程への改革を進める。特に、博士後期課程学生の処遇向上や多様なキャリアパス確保等が一体として効果的に進展するよう、関係府省が連携して検討を進める。
- ・世界に比肩するレベルの研究開発を行う大学等の共用施設やデータ連携基盤の整備、若手人材育成等を推進するため、大学改革の加速、既存の取組との整理、民間との連携等についての検討を踏まえ、世界に伍する規模のファンドを大学等の間で連携して創設し、その運用益を活用するなどにより、世界レベルの研究基盤を構築するための仕組を実現する²⁸。
- ・若手研究者を中心に研究構想を公募し、長期間、安定的に支援するため、最長10年間継続して研究資金を支援する創発的研究支援事業を実施し、研究者が自由に挑戦的な研究に専念できる環境を確保する。
- ・卓越大学院プログラムにおいて、世界の知の多様性を支える観点を含め、海外共同研究や産学協創でグローバルに活躍する高度な知のプロフェッショナルを育成する。
- ・競争的研究費について、若手研究者への重点支援と、若手からシニアまで、かつ、基礎から応用・実用化までの切れ目ない支援に向けた見直しを行い、2020年度中を目途に結論を得る。
- ・感染症研究など国際共同研究プログラムの更なる推進や、世界トップレベル研究拠点プログラム(WPI)による国際・学際頭脳循環の深化、WPIの成果の横展開等により、国際研究コミュニティへの参画を促進する。また、人文・社会科学分野の知見を活用した研究を促進する。
- ・研究設備・機器の共用化のガイドラインを2021年度までに策定し、各大学等による研究設備等の共用方針の策定・公表を促進する。また、集約配置等による研究設備の整備・共用(コアファシリティの強化)等を促進する

²⁸ 世界の主要大学のファンドは、ハーバード大(約4.5兆円)、イエール大(約3.3兆円)、スタンフォード大(約3.1兆円)など米国大学合計(約65兆円)。その他、ケンブリッジ大(約1.0兆円)、オックスフォード大(約8,200億円)。
※各大学は2019年数値、米国大学合計は2017年数値(いずれも最新値)

とともに、効率的な研究体制の構築のため、遠隔操作可能な実験装置の導入など、共用研究設備等のデジタル化・リモート化を推進する。さらに、先端的な大型研究施設・設備や研究機器を戦略的に活用するとともに、研究ニーズ等に柔軟に対応可能な国立大学等施設の整備計画を 2020 年度中に策定する。

- ・公的研究資金や論文、大学の財務等のデータを連結した政策分析データベース（e-CSTI）を利用し、効果的な資金配分についての分析を 2020 年度中に取りまとめ、次期「科学技術・イノベーション基本計画」の策定等に活用する。また、調査・分析力を強化し EBPM²⁹を推進することにより、イノベーション・エコシステムを維持・強化する。

ウ) 戦略的な研究開発の推進

- ・スマートシティ実現や都市間連携推進に向け、SIP で策定した共通アーキテクチャを 2020 年度から適用し、各種モデル事業等で活用する。
- ・「安全・安心」の実現に向けた科学技術・イノベーションの方向性」（令和 2 年 1 月 21 日統合イノベーション戦略推進会議決定）に基づき、重要な技術分野への予算・人材等の重点配分や技術流出防止対策等の取組を進めるとともに、技術のニーズとシーズのマッチングを行う体制づくりの検討を進め、特定の事例に関するマッチングを 2020 年度末までに実施する。また、研究活動や企業活動の国際化に伴う留学生・研究者等の移動、企業買収や、サイバー空間における情報窃取等の様々な経路による国外等への技術流出について、関係府省庁が情報を収集、共有し、諸外国の機微技術管理等の政策に留意しつつ、連携した対策を推進する。その際、我が国の技術的優位性を確保・維持する観点も踏まえ、研究成果の公開・非公開、特許出願公開や特許公表、外国からの研究資金の受入れ、留学生・外国人研究者等の受入れ、重要な技術情報を取り扱う者への資格付与の在り方についての制度面も含めた枠組み・体制の検討及び構築を推進する。これらの取組を進めるに当たっては、研究者が萎縮することのないよう、研究成果の発信を促進するオープンサイエンスの理念、海外との共同研究の促進による科学技術の振興方針と整合させるとともに、予見可能なものとなるよう配慮する。
- ・「マテリアル革新力」を強化するため、以下の取組を含め検討し、政府戦略を策定する。
 - ーマテリアルデータの取扱いに関する共通指針や、計測・分析機器データの共通フォーマットの策定、AI 学習のための特許情報等のデータベ

²⁹ 証拠に基づく政策立案（Evidence-based Policy Making）。

- ー ス化を 2020 年から開始する。
- ー データ蓄積の中核拠点整備や、良質なデータを取得可能な共用施設・設備の整備、データ創出・活用を牽引する研究開発プロジェクト等について 2020 年度から検討を進め、速やかに実施する。
- ー 重要な技術・実装領域や、マテリアルのイノベーション・エコシステム構築に向けた方策を提示し、これを実現するための研究開発や拠点形成を推進する。
- ー マテリアルの計測方法に関する国際標準化を先導する。
- ・ 「バイオ戦略 2020（基盤的施策）」（令和 2 年 6 月 26 日統合イノベーション戦略推進会議決定）に基づき、新型コロナウイルス感染症対策として直ちにに取り組むべき研究開発等を進めるとともに、バイオイノベーション都市の認定を 2021 年度に開始し、認定都市に対する ESG 投資の誘導やワクチン等のバイオ製造実証機能の整備等を強化する。また、バイオデータの連携や利活用のためのガイドライン等を整備するとともに、ゲノム・データ基盤である「東北メディカル・メガバンク計画」の成果を発展させる。さらに、新型コロナウイルス感染症対策に係る更なる取組や、経済情勢の変化を反映した 2030 年の市場規模目標及び施策のロードマップを盛り込んだ「バイオ戦略 2020（市場領域施策確定版）」を 2020 年冬までに策定する。
- ・ 「AI 戦略 2019」（令和元年 6 月 11 日統合イノベーション戦略推進会議決定）及びそのフォローアップに基づき、AI の基盤技術の研究開発及び社会実装を進めるとともに、数理・データサイエンス・AI 教育プログラムの認定制度を 2020 年度から開始する。
- ・ 「量子技術イノベーション戦略」（令和 2 年 1 月 21 日統合イノベーション戦略推進会議決定）に基づき、量子融合イノベーション領域等の研究開発への重点支援や、量子技術イノベーション拠点（国際ハブ）の形成等を進めるとともに、2021 年度から量子暗号衛星の試験機の研究開発を開始する。
- ・ 我が国が 2050 年に向けてリソースを集中すべき重要技術群の研究開発の方向性を取りまとめた「産業技術ビジョン(令和 2 年 5 月)」に基づき、Society 5.0 の基盤となるキーテクノロジー群の個別技術戦略を 2020 年度中に策定し、研究開発を重点的に推進する。
- ・ スーパーコンピュータ「富岳」の共用を 2021 年度に開始し、新型コロナウイルス研究への活用を先行実施するなど、社会課題解決のためのシミュレーション研究等への活用を推進する。
- ・ 次世代放射光施設について、官民地域パートナーシップにおける役割分担に従って着実に整備を進める。
- ・ 学術情報ネットワーク（SINET）について、通信環境の高度化及びデータの

管理・公開・検索等の機能を拡充する。また、リアルタイムデータの集積・解析機能を備えた高性能計算環境について、企業による利活用を促進する。

- ・大学を活用した包摂的な社会の構築に向けて、データ流通社会の基盤として、SINET の積極的活用を図り、GIGA スクール構想との連携や医療レセプトデータの分析など、データの利活用を進める。また、エビデンスベースの感染症対策を実施するため、データの統合的な解析を目指す。

③ 戦略的な知的財産・標準活用の推進

- ・知的財産推進計画に基づき、研究開発の構想段階から知財や標準の活用を促すなど、価値デザイン社会の実現に向けた施策を推進する。
- ・経営デザインシートの活用を広げ、普及の担い手の組織化を推進するとともに、経営をデザインする「価値デザイン経営」を普及するための基本指針を 2020 年度中に整備し公表する。
- ・初等中等教育において児童・生徒の創造性を育む知財創造教育を推進するため、実証授業を全国で実施するとともに、2020 年度中に、推進拠点となり得る学校の要件を検討し、選定手法を整備する。
- ・インターネット上の海賊版について、2019 年 10 月の総合的な対策メニュー及び工程表に基づき、正規版の流通促進や、国際連携・国際執行の強化など、総合的な対策を実施する。
- ・2020 年 7 月に改定した地域知財活性化行動計画に基づき、地域の中堅・中小企業の成長に資する知財戦略構築のためのハンズオン支援等を行う。
- ・2020 年度中を目途に、紛争解決機能の強化を含め、AI・IoT の時代にふさわしい特許制度の在り方を検討する。
- ・標準を技術の社会実装や社会課題解決に戦略的に活用するため、2020 年 7 月に産総研に設置した標準化推進センターにおいて、外部相談や領域横断的なテーマの調整を行う体制を整える。国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）において、2020 年度から、個別プロジェクトに係る標準化の要否を検討する体制を整備する。これらの組織等と連携しつつ、省庁横断的な支援体制強化を含む取組方針を 2020 年度中に取りまとめる。
- ・中堅・中小企業等による業界団体を経由しない独自の標準化活動について、高い事業拡大効果が得られるよう、2020 年度からビジネス戦略の視点を強化した支援を実施する。

v) 次世代産業システム

① サプライチェーンにおけるデータ連携・活用の促進

- ・製造現場の価値あるデータを最大限に活用するため、2019 年度に構築した

企業の垣根を越えてデータを流通させる仕組みについて、実証を行い、2021年度までに実運用を開始する。

- ・我が国の「すりあわせ」をサプライチェーン全体で高度化するため、自動車の設計・開発のデジタル化に取り組む。このため、シミュレーションを活用した開発（モデルベース開発（MBD））を、サプライヤを含めて普及するべく、2020年度までに次世代自動車の燃費や運動性能をシミュレーションできる高精度な標準的モデル作成に取り組む。
- ・サプライチェーン寸断リスクの発生などの不測の事態に対応するための企業変革力（ダイナミック・ケイパビリティ）を強化すべく、デジタル化による製造工程間連携や設計力の強化のための指針を、2020年度中を目途に策定する。また、5G等の情報通信技術の製造現場での本格活用のための技術開発や先行事例の創出に向けて取り組む。
- ・産業保安における安全性と効率性をIoTやAIなどの新技術を活用して高める取組（スマート保安）を推進するため、2020年度、「スマート保安官民協議会」を立ち上げ、企業の先進的取組を促進するとともに、保安規制の見直しを機動的・効果的に行うアクションプランを策定する。

② ロボット技術の社会実装等

- ・施設管理、小売、飲食、食品等のサービス分野での業務の遠隔化・省人化・無人化の実現に向け、ユーザー視点のロボット開発や、データ連携、通信、施設設計等に係る規格化・標準化を進める。
- ・将来の我が国のロボット、IoTの技術基盤づくりに向けて、高校生、高専生、大学生等のロボットに関する学習・教育に資するロボットコンテストを地域の取組を含めて推進する。
- ・中小企業のロボット導入を推進するため、コンサルタント、ロボットシステムインテグレータ、金融機関など中小企業の生産性向上支援に取り組む事業者をリストアップし、これらの事業者と中小企業のマッチングイベントを開催する。
- ・ロボットメーカー、教育機関、職業能力開発機関等が参加する「未来ロボティクスエンジニア育成協議会」（2020年6月設立）において、教員や学生を対象とする現場実習や教育カリキュラム等を検討する。
- ・技能五輪全国大会に「産業用ロボット」を用いる競技職種を2022年度までに導入するため、導入に係る課題の把握・検討を行う。
- ・ロボットによるアワード型競技を実施する「World Robot Summit」を愛知県国際展示場及び福島ロボットテストフィールドにおいて2021年度に開催する。

③ 航空機産業の拡大

- ・将来の航空機開発に資する電動化・複合材・自動化等の技術の研究開発支援を行うとともに、DBJ 等を通じたリスクマネー供給を拡大し、航空機市場への日本企業の参入を進める。また、海外依存度の高いクリティカル部素材について、2020 年度中に行う国内供給体制の調査を踏まえつつ、需要家と素材メーカーの連携、研究開発・設備投資の促進を通じ、国内立地を進める。
- ・三菱スペースジェットを含む今後の完成機事業について、安全性審査を適確に行いつつ、就航時期までに、開発完了後の販売支援や、量産機の安全運航維持の体制を整備する。

vi) コーポレート・ガバナンス改革の推進

- ・「コーポレートガバナンス・コード」について、更なる中長期的な企業価値の向上を目指し、事業ポートフォリオ戦略の実施など資本コストを踏まえた経営の更なる推進（上記iiiの事業再編を促進するための実務指針との連携も検討する。）、上場子会社の取扱いの適正化を含むグループ・ガバナンスの強化、監査の信頼性の確保、中長期的な持続可能性（サステナビリティ）についての考慮や社外取締役の質の向上などの論点につき検討を行った上で2021 年中に改訂を行う。
- ・その際、東証の市場改革において高い時価総額・流動性とより高いガバナンスを備え投資家との建設的な対話を中心に据えて中長期的な企業価値向上にコミットする企業が参加する市場（プライム市場（仮称））に上場することを予定する企業については、今後、「コーポレートガバナンス・コード」等の改訂等を重ねるごとに他の市場と比較して一段高い水準のガバナンスを求めていくこと等により、我が国を代表する投資対象としてふさわしいガバナンスの水準を求めていく必要があることから 2022 年4月の市場構造改革実施に向け、2021 年中に改訂が予定されている「コーポレートガバナンス・コード」において一段高い水準のガバナンスを求めることとする。
- ・取締役会の監督機能の要となる社外取締役の機能を実質化するため社外取締役の役割認識や取締役会等における具体的な行動の在り方等についてのベストプラクティスを示した「社外取締役の在り方に関する実務指針」を2020 年夏までに新たに策定し普及・浸透を図る。
- ・2020 年3月に改訂した「スチュワードシップ・コード」の普及を促進し、機関投資家等の改訂コードへの対応数を2020 年度中に公表する。また、企業年金のスチュワードシップ活動の促進に向けた後押しを行う。
- ・2020 年2月に実施ガイドが示されたハイブリッド型バーチャル株主総会の

実務への浸透の推進に加え、バーチャルオンリー型株主総会を含む株主総会プロセスにおける電子的手段の更なる活用の在り方、情報開示の充実のための方策など新たな株主総会の在り方について検討を行い、2020 年度中に一定の結論を得る。

vii) 情報開示の質の向上や会計・監査の質の向上等

- ・2020 年 3 月期の有価証券報告書から経営戦略やリスク情報等に関する記述情報の充実がされたことを踏まえ、企業と投資家の対話への活用の好事例を収集し、2020 年度中に「記述情報の開示の好事例集」に含め公表を行う。また、気候変動を含む ESG に関する開示の好事例も同事例集に含めて 2020 年度中に公表し活用を促す。
- ・我が国の考え方を国際会計基準（IFRS）に反映する努力を更に強化するなど我が国企業の IFRS への移行を容易にするための更なる取組を進め、我が国における IFRS の任意適用企業の拡大を促進する。
- ・監査市場の寡占状況や非監査業務の位置付け等につき、会計監査の信頼性確保の観点から検討する。また、監査の質の向上のため監査法人における IT 活用の推進等について 2020 年度中に検討する。

viii) 成長投資を積極的に行うための環境整備とリスクマネーの供給

- ・既存の企業と新興企業との M&A を含めたオープン・イノベーションを推進していくため、既存企業が新興企業を買収等する際の無形資産を含めた企業価値評価に関する実務指針を 2020 年度中に策定する。また、同指針における評価手法を既存企業内での社内新事業等を評価する際にも活用していくことで既存企業内の成長投資の活性化をも目指す。
- ・DBJ が特定投資業務等を活用し、地域金融機関との共同投資、年金基金等との連携や民間ファンドへの出資を行い、責任ある投資家としてコーポレート・ガバナンス強化に貢献する。また、民間リスクマネー供給や民間投資人材の育成を強化し、成長資金市場のエコシステム構築を促進する。

ix) 投資家に魅力があり企業価値向上に繋がる金融資本市場の整備

- ・東京証券取引所の市場構造改革に関し 2021 年中に予定される「コーポレートガバナンス・コード」改訂においてプライム市場（仮称）を選択する企業向けにより高いコーポレート・ガバナンスの水準を明示した後、同年中に企業が市場区分を選択する手続を開始し、2022 年 4 月に新市場区分に基づいた市場を立ち上げる。また、グロース市場（仮称）での機関投資家の参入促進策について、幅広い観点から検討する。
- ・この市場構造改革と並行し、現在、東証一部上場の全銘柄と一致している

東証株価指数（TOPIX）を市場区分から切り離し、ガバナンスの水準や流動性の高い銘柄を重視した株価指数とし、2022 年 4 月の新市場区分に基づいた市場の立上げ時まで公表し利用を開始する。

- ・投資家利便の向上、デリバティブ取引市場の拡大や国際競争力強化のため 2020 年 7 月の総合取引所の実現に向け必要な環境整備に取り組む。
- ・企業による資金調達の円滑化や証券取引の多様化・高度化を図る観点から、投資者保護の視点にも十分留意しつつ、クラウドファンディング制度や非上場の有価証券の取引の改善等について検討を行う。
- ・「顧客本位の業務運営に関する原則」の確立と定着に向け同原則の見直しを行い 2020 年度中に結論を出す。また、投資信託等の販売会社における同原則を踏まえた取組の好事例も活用しつつ、各社の取組成果・課題に関する金融機関との対話を深め、更なる改善を促進する。
- ・家計の安定的な資産形成に向け、ICT も活用して金融経済教育を推進するほか、つみたて NISA の普及や新しい NISA 制度の 2024 年の導入に向けた周知・広報を行い、長期積立分散投資の定着や金融リテラシー向上を図る。また、iDeCo（個人型確定拠出年金）等の私的年金の普及を図るため iDeCo 加入手続のオンライン化等の手続簡素化を行う。

x) 世界・アジアの国際金融ハブとしての国際金融都市の確立

- ・資産運用高度化の進捗等についてのレポートを 2021 年夏までに作成することなどを通じた課題の整理・資産運用業者との対話促進、アセットオーナーの運用高度化、新規に開業した独立系新興資産運用業者の資金繰り対策、海外資産運用業者等の緊急的な受入れを可能とする環境整備、コーポレート・ガバナンスの強化とスチュワードシップ活動の更なる促進、資産運用業者の声を踏まえた市場の効率化に向けた業界慣行の見直しを進める。
- ・資産運用人材や金融人材等の海外プロフェッショナル人材の受入れを生活環境の整備を含め促進するとともに、ミドル・バックオフィス人材等のサポートスタッフを含めた人材の円滑な受入れを進める。
- ・拠点設置・開設のサポートデスクを抜本的に強化するとともに、登録手続のガイドブックの周知・改訂、新規参入者に対する自主規制活動を含めた金融行政サービスを日本語のみならず英語でも提供する取組を進め、投資運用業登録等の迅速化を進める。また、国によるプロモーション活動を抜本的に強化する。

5. モビリティ

(1) KPI の主な進捗状況

《KPI》 2022 年度目途での鉄道廃線跡等における遠隔監視のみの自動運転移動サービスが開始

《KPI》 2025 年目途に、高速道路上でレベル 4 の自動運転が実現

《KPI》 2030 年までに、地域限定型の無人自動運転移動サービスが全国 100 か所以上で展開

《KPI》 2030 年に、安全運転支援装置・システムが、国内販売新車に全車標準装備、ストックベースでもほぼ全車に普及

⇒国内販売新車の装着率：77.6%（2018 年）

国内車両の装着率：19.0%（2018 年）

《KPI》 2022 年度を目途に、ドローンの有人地帯での目視外飛行による荷物配送などのサービスを実現

《KPI》 2023 年に、「空飛ぶクルマ」の事業を開始

(2) 新たに講ずべき具体的施策

人口減少の本格化、運転者不足の深刻化等に伴い、地方での移動手段や物流の確保、特に高齢者の支援が喫緊の課題となっている。さらに新型コロナウイルス感染症の拡大が地域の移動手段に広範な影響を与えている。短期的な需要減少に加え、「新しい生活様式」がもたらすヒト、モノの移動をめぐる構造的変化への対応が必要である。

地域住民や旅行者一人一人の移動ニーズに効率的に対応するためには、AI 等により個人が様々な交通手段の最適な組み合わせを選択できる新たな交通サービス（MaaS）を、自動運転などの新技術と組み合わせ、地方公共交通の維持・活性化を図っていく必要がある。特に、人口減少地域では、交通サービスと物流、医療・健康、買物といった他サービスを組み合わせることで、地域課題の解決も可能となる。

さらに、こうした変化を支える新技術の社会実装を進める。具体的には、自動運転、小型無人機（ドローン）等様々なモビリティに係る制度改革、データ連携の強化に取り組むとともに、高齢者の交通事故に関する安全対策を強力に推進する。

i) 高齢運転者による交通事故対策に向けた Society5.0 時代の技術革新の活用

高齢運転者による交通事故対策は社会的に大きな課題であり、今後の高齢者の増加を考えると、速やかな対応が必要である。他方、地方では交通手

段が限られていることから、高齢者の移動手段確保と交通安全を両立させることが重要である。Society5.0時代の技術革新を活かし、以下の対応を行う。

① 衝突被害軽減ブレーキ（自動ブレーキ）搭載車とペダル踏み間違い急発進抑制装置の普及促進

- ・65歳以上の高齢者を対象として、対歩行者の衝突被害軽減ブレーキやペダル踏み間違い急発進抑制装置を装備する安全運転サポート車（サポカー）について、装置の認定を行った上で、その購入等を支援するサポカー補助金³⁰を本年3月から開始した。2020年度末までに100万台のサポカー導入を目指して支援を行う。

② サポカー限定免許の創設

- ・高齢運転者による交通事故を減少させるため、75歳以上で一定の違反歴のある者に対しては、従前の認知機能検査に加えて運転免許証更新時に運転技能検査を義務付けるとともに、運転技能検査の対象とならない高齢運転者³¹に対しても、実車指導³²を実施して運転者の技能を評価する道路交通法の改正法が成立した。
- ・さらに、同法に基づき、運転者自身の申請により、対象車両を安全運転サポート車に限定するなどの条件付免許（サポカー限定免許）を付与する制度について、2022年目途³³に開始する。

ii) 一般旅客自動車運送事業者が協力する自家用有償旅客運送制度の創設

- ・一般旅客自動車運送事業者³⁴が委託を受ける等により実施主体に参画し、運行管理を含む運行業務を担う事業者協力型自家用有償旅客運送制度を創設する地域公共交通活性化再生法の改正法が成立したところであり、本年中³⁵に運用を開始する。

³⁰ 自家用自動車を対象とした「安全運転サポート車普及促進事業費補助金」（経済産業省）及び事業用自動車を対象とした「安全運転サポート車普及促進事業に係る自動車事故対策費補助金」（国土交通省）の総称。

³¹ 70歳以上75歳未満及び75歳以上で一定の違反歴がない者。

³² 講習指導員とともに、信号のある交差点の通過や一時停止、交差点の右左折などの一定の課題に従ってコース内を運転し、実際の運転状況を評価して指導を行う。

³³ 公布の日（2020年6月10日）から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日。

³⁴ 他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して旅客を運送する事業者で、具体的には、路線バス、貸切バス、タクシー等の交通事業者を指す。

³⁵ 公布の日（2020年6月3日）から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日。

iii) 低速・小型の自動配送ロボットの社会実装

- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い宅配需要が急増し、人手を介さない非接触型の配送ニーズが高まる中で、無人の低速・小型の自動配送ロボットを活用した新たな配送サービスの実現が期待される。例えば、スーパー・飲食店や小包の配送拠点から周辺の消費者の自宅への配送や、定期的な集荷・運搬業務に活用することが想定される。
- ・海外では実際に公道を走行して配送に用いる事例もある一方、我が国の制度（道路運送車両法、道路交通法）では、（歩道で走行する時速6 km 以下の）低速で、かつ小型の無人自動配送ロボットについて、制度上位置付けられておらず、公道での実証も行われていない。ようやく、本年4月に、監視・操作者が近くでロボットを見ながら追従する「近接監視・操作」型に限り、歩道走行を含めた公道実証を行うことができる枠組みが整備された段階である。
- ・我が国においても、社会的受容性を確認するとともに、収集したデータを踏まえて、継続的なサービス提供が可能となるよう、「遠隔監視・操作」型の公道走行実証を年内で可能な限り早期に実現する。
- ・その結果を踏まえ、低速・小型の自動配送ロボットの社会実装に向けて、早期に制度設計の基本方針を決定する。

iv) 日本版 MaaS の推進

① 地域における移動手段の維持・活性化

- ・「新たな日常」を支えるエッセンシャルサービスとなる交通事業について、キャッシュレス化や混雑情報の提供等の取組を促進するなど、感染症リスクに対応した運行の確保を推進する。
- ・自治体が策定する地域公共交通計画に基づく、乗合バスの等間隔運行、定額制乗り放題運賃等のサービス改善や、維持困難な路線バスの代替サービスの確保、貨客混載の導入などの取組を支援する。また、事業者協力型自家用有償旅客運送の円滑な実施を図る。
- ・公共交通の維持・活性化や、消費者の利便性向上、高齢者の移動機会の創出等を推進するため、(a)鉄道やバスといった複数の交通手段や観光施設等を横断的に利用できる、いわゆるフリーパスにつき、国への運賃届出手続が簡素化される制度や、(b)自治体ごとに複数の交通事業者等の幅広い関係者が参画する協議会の制度の活用促進を図ることにより、地域の住民や旅行者一人一人の移動ニーズに対応して、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを組み合わせた、いわゆる MaaS (Mobility as a Service) と呼ばれる新たなモビリティサービスの利用拡大を促す。

② モビリティと物流・サービスとの融合

- ・モビリティの新たな活用を通じ、物流、買物等の地域課題の解決を図る MaaS の在り方について、人口減少地域における新たなモビリティサービスを早期に事業化するための制度整備を図る。具体的には、改正食品衛生法（2021 年 6 月 1 日施行）に関し、都道府県等をまたぐ移動販売の営業届出等を電子的にワンストップ化するとともに、自動車による飲食店営業等について都道府県ごとに定められる営業許可の施設基準の標準化を推進する。さらに、自家用有償旅客運送制度において、自家用車を用いることとする原則を踏まえつつ、地域ニーズに応じて実施主体から委託を受けた貨物自動車運送事業者が、自らの貨物事業用車両を持ち込み、貨物と合わせた旅客の運送を行う場合の取扱いを 2020 年度中に明確化する。
- ・2020 年度中に、観光、小売り、医療等と連携した MaaS の実証を行い、その結果を踏まえ、官民で設立したスマートモビリティチャレンジ推進協議会で、課題やベストプラクティスを整理し、普及を図る。
- ・タクシー事業者が、許可を受けた上で、有償で食料等を運送することを認める特例措置について効果検証し、継続の可否を判断する。

③ 新しいまちづくりとモビリティ

- ・自動車産業につき、CASE³⁶や MaaS など技術やサービスの進化がもたらす各種生活インフラとの連携強化といった構造変化を踏まえたモビリティ産業としての成長ロードマップを 2020 年度中に取りまとめる。
- ・シェアサイクルについて、2020 年度中に、利用登録ワンストップ化など事業効率や利用者利便の向上を図るため事業モデルを示す。

④ データ連携の加速

- ・2020 年 3 月に策定した「MaaS 関連データの連携に関するガイドライン」を、講習会等を通じて事業者・地方自治体等に周知するとともに、地域でのガイドラインに基づくアプリ・データ連携、API 標準化の実証を進める。また、交通以外の分野との連携を進めるため、2020 年度中にガイドラインの更新について検討する。

v) 自動運転の社会実装に向けた取組の加速

① 自動運転の普及・促進

- ・公道での地域限定型の無人自動運転移動サービスについて、2020 年中に複数箇所を開始し、2030 年までに全国 100 か所以上で実現する。

³⁶ Connected（車のツナガル化）、Automated（自動運転）、Shared&Service（シェアリング・サービス）、Electrified（電動化）の頭文字をとったもの。

- ・鉄道廃線跡等における遠隔監視のみの自動運転移動サービスを 2022 年度目途で開始するため、技術開発等を実施するとともに、必要な環境整備について検討し、実施する。
- ・これらのサービスの社会実装を加速するため、無人自動運転移動サービスの運行形態（(a)車内保安運転手が乗車・監視、(b)遠隔運転手が監視）に応じた事業実施上の体制・要領を明確化した事業モデルを構築する。
- ・自家用車について、民間との連携等を進め、高速道路上のレベル4自動運転を 2025 年目途で実現する。
- ・トラックの隊列走行について、2021 年度から後続車有人隊列走行システムの商業化を開始するとともに、より高度な車群維持機能を付加した発展型を開発し、2023 年以降の商業化を目指す。加えて、2025 年度以降の高速道路におけるレベル4自動運転トラックの実現を目指し、高性能トラックの運行管理システムについて検討を行う。
- ・空港の地上支援業務について、2020 年に導入するレベル3自動運転の導入空港を拡大するとともに、レベル4の導入に向けた実証を行った上で、インフラ及び運用ルールを整備し、2025 年までに制限区域内におけるレベル4無人自動運転を導入する。
- ・無人自動運転移動サービスを組み込んだ地域交通の実現に向けて、自治体、事業者等への相談や助言を行う専門家ネットワークの構築や、国内外の実証実験の知見を共有する全国的なフォーラムの創設を 2020 年度中に行うほか、「地域移動サービスにおける自動運転導入に向けた走行環境条件の設定のパターン化参照モデル(2020 年モデル)」を活用した実証実験の形成、走行環境の類型に応じた地域住民との協力、インフラとの連携や最適な運行形態の設計を促進する。

② 地図基盤の整備

- ・自動運転の基盤にもなる三次元データについて、一般道路でのデータ取得を進め、2021 年度中に幹線道路約 2 万 3,000km を高精度三次元地図化するとともに、日本発の国際標準化を進める。
- ・自動運転車の地図上の位置を正確に把握可能とするため、地図と地殻変動による現実のズレをリアルタイム補正するシステムを 2021 年度までに実装する。その際、電子基準点網の密度が低い地域での補正精度向上のため、民間観測局等の活用方法を確立する実証を行う。

③ 国際基準策定・安全性評価

- ・バス等の自動運転技術、災害時の運転者への情報提供及び被災情報の収集等に活用可能なコネクテッド・カーの開発を促進するとともに、自動運転

分野における国連自動車基準調和世界フォーラム（WP29）での我が国の技術をベースとした国際基準の策定を主導する。

- ・自動運転車の安全性評価につき、自動車メーカー、サービス事業者等が、想定シナリオ³⁷に応じてシミュレーション手法やテストコースを選択し、適切な走行試験を実施できるよう、2020年度から評価手法や体制の整備に着手し、2023年度までに国際ルールへの反映を目指す。

④ 人材育成

- ・自動車工学とソフトウェアエンジニアリングの両方を担える人材を育成するため、2020年度中に自動運転分野の大学講座を開設し、ニーズや課題を検証の上、来年度以降本格開設を目指す。また、グローバル人材確保のため、ASEAN等のジョブフェア出展や海外大学への寄付講座の設置等を支援する。

vi) 陸海空の様々なモビリティの推進、物流改革

① 空における次世代モビリティ・システムの構築

- ・少子高齢化、地方過疎、担い手不足など我が国が抱える諸課題克服のため、物流、農林水産業、インフラ維持管理や災害対応など幅広い用途にドローンを有効活用できるよう、2022年度を目途としたドローンの有人地帯での目視外飛行（レベル4）の実現を目指す。そのために、2020年3月に策定した制度設計の基本方針に基づき、以下の3点を中心に、2021年度までを目途に必要な制度面での環境整備を図る。その際、申請のオンライン化や飛行マニュアルを含む飛行毎の個別審査の省略など、手続等の簡素化にも留意するとともに、レベル4の実現に対応した機体認証、操縦ライセンスの情報管理等のためのシステムを2022年度までに整備する。

（機体認証制度の創設）

- ・現在は、飛行申請毎に機体の性能を国が審査しているが、有人地帯での目視外飛行に当たっては、機体の不慮の故障による人身事故等を防止する観点から、高度な安全対策が求められることを踏まえ、自動車や航空機と同様、あらかじめ国等が機体の性能を検査し認証する制度（機体認証制度）を導入する。

（操縦ライセンス制度の創設）

- ・現在は、飛行申請毎に操縦者の技能を国が確認しているが、自動車や航空機と同様、あらかじめ国等が操縦者の技能を審査し、証明する制度（操縦ライセンス制度）を導入する。

³⁷ 例えば、衝突事故や急な割込などの危険運転のケースを想定。

(運航管理ルールの構築)

- ・レベル4の飛行について、厳格な運航管理体制の構築が必要となることから、上記の機体認証及び操縦ライセンスの取得を必須とする。加えて、運航管理等の安全対策については、実際の運航環境に照らし適切であることを、国が飛行毎に個別審査し確認する制度を導入する³⁸。
- ・上記制度整備に加え、ドローンの運航管理システムについて、技術開発・検証を進めつつ、飛行のエリア・方法に応じた運航管理要件を明確化し、2021年度を目途に導入対象範囲や運用体制等を整理する。
- ・2021年度を目途に、安全・安心なドローンの技術開発を進めるとともに、政府や民間企業における活用等を促進する。
- ・ドローンの実証や先行事例の調査を行い、2020年度中に利用の目的・形態毎の課題と解決策をガイドラインとして取りまとめる。特に、過疎地域のドローン物流について、地域の特色を踏まえた実用化支援を実施し、持続可能な事業形態を整理する。また、森林状況把握の効率化に向けて、山林奥地の現地確認について、2020年度から先進事例の普及や測量等の実地試験を行う。
- ・通信インフラ整備が不十分な場所での目視外飛行を安全・確実に実現するため、高高度で飛行する航空機等からドローンを制御するための多数接続技術及び周波数共用技術を、2021年度を目途に開発する。
- ・「空飛ぶクルマ」について、2023年からの事業開始を目指す。このため、その実現に向けたロードマップに基づき、2020年度中に機体及び運航の安全基準、操縦者の技能証明基準などの制度整備の検討に着手し、その進捗を踏まえて2021年度中にロードマップを改訂する。あわせて、2025年の大阪・関西万博において空飛ぶクルマを輸送手段として活用するため、自動・自律飛行技術や多数機の運航管理技術等の開発を進める。
- ・2020年5月の「福島イノベーション・コースト構想」改定を踏まえ、福島浜通りで行う新たな実用化開発を支援するとともに、福島ロボットテストフィールドについてドローン・空飛ぶクルマ等の開発・実証・試験飛行環境整備や技術基準・運用ガイドライン整備等の取組を進めるための拠点とする。

② 陸における様々なモビリティの推進・物流改革

- ・一人乗り電動車などの新たなモビリティへの対応等多様なニーズに応える道路空間の在り方について検討し、新たな道路構造の基準や制度の方向性について、2020年度中に取りまとめる。

³⁸ 遵守事項違反の場合には罰則を設ける。

- ・業界内及び業種横断的な物流標準化に向けて、加工食品分野における物流標準化アクションプラン及び他業種に広げるための取組を推進する。さらに、サプライチェーン全体での物流・商流データ基盤構築を目指して、2020年度中に社会実装に向けたビジネスモデルの構築等を行うとともに、IoT・AI等により省人化等を行う物流設備・機器等の導入を促進する。
- ・改正貨物自動車運送事業法に基づき、標準的な運賃の浸透等を図るとともに、「自動車運送事業の働き方改革の実現に向けた政府行動計画」に基づき、「ホワイト物流」推進運動など物流の効率化、取引環境の適正化等を推進する。
- ・商用車メーカー、物流業界等の民間事業者が協働し、共同輸送、混載配送、輸配送ルート最適化等を実現するため、2020年度から、複数商用車メーカーのトラック車両データを収集し運行管理を行う実証を開始し、その成果を基に車両データ形式やAPIの標準化を実現する。

③ 海のデジタル時代に対応した産業構造の転換

- ・海運業と造船業が共に成長できる環境整備に向けて、企業間提携や投資の促進に必要な方策を制度改正も含め2020年度中に取りまとめ、速やかに実施する。
- ・内航海運の安定的輸送確保のため、新技術活用等による生産性向上や取引環境の適正化、船員の働き方改革について、2020年中に政策の基本方針を取りまとめ、速やかに制度改正等を行う。
- ・自動運航船を2025年までに実用化するため、船のデジタル化を進めるとともに、2020年度中を目途に、世界に先駆けて自動運航機能の搭載に関するガイドラインを策定し、併せて関係法令を見直す。
- ・ドライバー不足等の課題解決に資するフェリー・RORO輸送網について、情報通信技術や自動化技術による輸送効率化に向けた実地調査を2020年度から実施する。
- ・三大湾及びこれらを結ぶ主要沿岸ルートについて、台風襲来時の走 錨^{びょう}³⁹事故等の防止、海上輸送の効率化を図るため、船舶交通状況や港湾の復旧状況をリアルタイムで提供する方策等に関して、2020年度中に取りまとめを行い、2022年度を目途に、関連制度等の整備を行う。
- ・ASV（小型無人ボート）や、いわゆる海のドローンとして活用が期待されるAUV（自律型無人潜水機）、ROV（遠隔操作型無人潜水機）といった海における次世代モビリティについて、産学官による協議会を設置し、2020年度中

³⁹ 風などの船に働く外力が、錨が船を一定の場所に留める力より大きいとき、錨が海底をすべってしまうこと。

を目途に活用促進に向けた取組の基本的方向性を取りまとめる。

vii) 昨今の交通事故を踏まえた安心安全な道路交通の実現

- ・速度超過による事故防止に向けて、2019 年 12 月に策定した、設計時に留意すべき事項等をまとめた「自動速度制御装置（ISA：Intelligent Speed Assistance）に関する技術的要件等のガイドライン」等に基づき、自動車メーカーによる新たな先進安全技術の開発を促進する。また、高速道路においては、現下の低金利状況も活用しつつ、正面衝突等の重大事故につながりやすい暫定二車線について 4 車線化などの安全対策を進める。逆走対策として、画像認識技術等を活用した路車連携技術の開発を推進する。
- ・未就学児を中心に子供が日常的に移動する経路の安全確保に取り組む。
 - －緊急点検における結果を踏まえ、ゾーン 30 の整備等面的対策を含めた交通安全施設整備の強化とともに、歩行者と自動車・自転車の利用空間の分離、歩道の拡充、防護柵の設置等による安心安全な歩行空間の整備を進めるほか、ETC2.0 等のデータを活用しての生活道路のエリア内での効果的な速度抑制策や、交差点改良等の幹線道路対策による生活道路と幹線道路の機能分化等を推進する。
 - －踏切道における安全かつ円滑な交通の確保のため、道路や鉄道の関係者が連携し、踏切対策の多様化や災害時の運用方法、遮断情報を道路利用者へ提供する仕組みの検討を行い、2021 年の通常国会に踏切道改良促進法の改正案の提出等を図る。
 - －安全で快適な通行空間の確保等を目的として、「無電柱化推進計画」に基づき、従前の電線共同溝方式に加え、低コストの単独地中化方式等を活用し、2020 年度までに約 1,400 km の無電柱化を推進するとともに、既設電柱の占用制限を進める。